

供給約款変更認可申請書

平成 24 年 5 月 11 日

東京電力株式会社

供給約款変更認可申請書

電契発 24 第 1 号
平成 24 年 5 月 11 日

経済産業大臣 枝野幸男 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫

電気事業法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 電気供給約款のとおりであります。
実施期日	平成 24 年 7 月 1 日

別 紙

電 気 供 紿 約 款

平成 24 年 7 月 1 日 実施

東京電力株式会社

電 気 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 单 位	7
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	8
14	契 約 種 別	8
15	定 額 電 灯	8
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	16
18	公 衆 街 路 灯	20

19	低圧電力	23
20	臨時電力	27
21	農事用電力	29
IV 料金の算定および支払い		31
22	料金の適用開始の時期	31
23	検針日	31
24	料金の算定期間	32
25	使用電力量の計量	32
26	料金の算定	34
27	日割計算	35
28	料金の支払義務および支払期日	35
29	料金その他の支払方法	37
30	延滞利息	38
31	保証金	39
V 使用および供給		41
32	適正契約の保持	41
33	力率の保持	41
34	需要場所への立入りによる業務の実施	41
35	電気の使用にともなうお客様の協力	42
36	供給の停止	43
37	供給停止の解除	44
38	供給停止期間中の料金	44
39	違約金	44
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	45
41	制限または中止の料金割引	45
42	損害賠償の免責	46
43	設備の賠償	46

VI 契約の変更および終了	48
44 需給契約の変更	48
45 名義の変更	48
46 需給契約の廃止	48
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	49
48 解約等	51
49 需給契約消滅後の債権債務関係	51
VII 供給方法および工事	52
50 需給地点および施設	52
51 架空引込線	53
52 地中引込線	53
53 連接引込線等	55
54 中高層集合住宅等への供給方法	55
55 引込線の接続	56
56 計量器等の取付け	56
57 電流制限器等の取付け	57
58 専用供給設備	57
VIII 工事費の負担	59
59 一般供給設備の工事費負担金	59
60 特別供給設備の工事費負担金	61
61 供給設備を変更する場合の工事費負担金	62
62 特別供給設備等の工事費の算定	62
63 工事費負担金の申受けおよび精算	64
64 臨時工事費	65
65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	66

IX 保 安	67
66 保 安 の 責 任	67
67 調 査	67
68 調査等の委託	67
69 調査に対するお客さまの協力	68
70 保安に対するお客さまの協力	68
71 自家用電気工作物	68
附 則	71
別 表	77

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、静岡県（富士川以東）

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8

月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出いただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立

した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有

すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別 ((2) の場合は、2 契約種別といたします。) とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供 給 の 開 始

(1) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、お客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、

すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供 給 の 単 位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
(2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承 諾 の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 别		
電 灯 需 要	定額電灯		
	従量電灯		
	A		
	B		
	C		
	臨時電灯		
	A		
	B		
	C		
	公衆街路灯		
	A		
	B		
電 力 需 要	低圧電力		
	臨時電力		
	農事用電力		

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力）といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負

荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約について	52円50銭
----------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	144円48銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	241円71銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	338円94銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	533円40銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	533円40銭

- (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	232円58銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	378円00銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	378円00銭

(5) そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料 金

料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	226円63銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円16銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置

が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	273円00銭
契約電流15アンペア	409円50銭
契約電流20アンペア	546円00銭
契約電流30アンペア	819円00銭
契約電流40アンペア	1,092円00銭
契約電流50アンペア	1,365円00銭
契約電流60アンペア	1,638円00銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円16銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円71銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円57銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	226円63銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契 約 容 量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表2（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	273円00銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円16銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25円71銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29円57銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円78銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円55銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円55銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	155円53銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	155円53銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
 - (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
 - (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。
- (2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	300円30銭
---------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	32円53銭
------------	--------

ニ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円30銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	32円53銭
------------	--------

ハ そ の 他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了

の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	47円25銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといた

します。

20ワットまでの1灯につき	131円67銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	221円34銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	311円01銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	490円35銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	490円35銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	212円63銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	342円30銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	342円30銭

ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることができます。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

二 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって

算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1キロボルトアンペアにつき	246円75銭
--------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	19円69銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	218円99銭
---------	---------

ホ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

□ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,071円00銭
---------------	-----------

口 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	17円10銭	15円55銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)口により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表5（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	185円44銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基

本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季とともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	20円53銭	18円66銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合

で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	420円00銭
-----------------	---------

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円77銭	11円60銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低压電力に準ずるものといたします。

(4) その他の

イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

□ お客様が電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低压電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした

日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月について、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間ににおける使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします）

す。) によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23 (検針日) (5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23 (検針日) (6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 23 (検針日) (7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- 口 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

26 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - 口 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
- なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する

検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29 (料金その他の支払方法) (6) の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一緒に請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ 29 (料金その他の支払方法) (7) の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する

場合は、さらに1日延伸いたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当

社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) お客様が料金を(1)口により支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。
- (8) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (9) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額を

お返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかつた場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表5（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作

物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止）、46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- 二 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の

立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1) 非常変災の場合

(2) 夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

(3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

(1) お客さまが36（供給の停止）(3)口からへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合
- ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ニ 非常変災の場合
- ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について

次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修 理 費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客様（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容

量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

口 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

口 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といいたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたし

ます。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比で併分してえたものといたします。

□ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備 ((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

51 架 空 引 込 線

- (1) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客様の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客様の需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、お客様の引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客様の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給地点は、お客様へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地 中 引 込 線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、

次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客様が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。

イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接

続を行ないます。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することができます。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することができます。

イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客様の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客様の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。

- イ　お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合
- ロ　変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客様の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客様と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客様と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものにつ

いては、当社が無償で使用できるものといたします。

- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

57 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。
- (3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客様の専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客様がとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客様の協力）の場合
 - ハ お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
- イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
- ロ お客様が既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに施設される配電設備(専用供給設備を除きます。)の工事こう長が無償こう長(架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。)をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区分	単位	金額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,360円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	26,565円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。こ

の場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

口 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

口 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \frac{(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長})}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \\ \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。

口 工事こう長

別表9（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）

にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

- イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量
- ロ 契約電流
- ハ 契約容量
- ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

- ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

- ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。)は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。
 - イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客様の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客様が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められる場合（(3)の場合を除きます。）は、(1)および(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(5) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
- ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
- (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低压引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
- (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値を超える部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

(1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかつた場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客様にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調 査 等 の 委 託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することができます。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客様にお知らせいたし

ます。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすことになった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）

- (2) 68 (調査等の委託)
- (3) 69 (調査に対するお客様の協力)

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成24年7月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 需要場所についての特別措置

(1) 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの（以下「急速充電設備等」といいます。）を新たに使用する際に、急速充電設備等が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの供給条件の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

イ 特例区域等に急速充電設備等以外の負荷設備がないこと。

ロ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、8（需要場所）の規定に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地

または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

- ハ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ニ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されること。

ホ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

- (2) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、VIII（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

4 計量器の読みにかかる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロの規定にかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住している住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金

は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかるわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないと。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といいます。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金

電力量料金（従量電灯Aの場合は料金といいます。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といります。

6 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといいます。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといいます。

(2) 料金

料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が

44,300円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	218円99銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19円69銭

- (3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

7 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

（1）契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

（2）料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次のとおりといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	4,531円41銭	6,647円19銭	10,565円61銭	14,534円95銭	2,604円69銭
30日をこえる1日につき	40円10銭	65円48銭	130円99銭	193円29銭	57円08銭

ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,300円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって

算定された平均燃料価格が44,300円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	36銭4厘	72銭9厘	1円45銭7厘	2円18銭6厘	72銭9厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

8 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1989$$

$$\beta = 0.4425$$

$$\gamma = 0.2506$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,300 円を下回る場合

$$\text{燃 料 費} = \frac{\text{調整単価}}{(44,300\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,300円を上回り，かつ，66,500円以下の場合

$$\text{燃 料 費} = \frac{\text{調整単価}}{(平均燃料価格} - 44,300\text{円}) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が66,500円を上回る場合
平均燃料価格は，66,500円といたします。

$$\text{燃 料 費} = \frac{\text{調整単価}}{(66,500\text{円} - 44,300\text{円})} \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ロ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	1円72銭 1 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3円44銭 2 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	5円16銭 3 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	8円60銭 5 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	8円60銭 5 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円57銭 0 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5円14銭 1 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円14銭 1 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭 9 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭 9 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭 9 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円38銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円38銭 7 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円45銭 7 厘
---------------------	-----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

2 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といいたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といいたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといいたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

3 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力[キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)	
	入力(ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35以下	—	160	出力(ワット) × 133.0パーセント	
45以下	—	180		
65以下	—	230		
100以下	250	350		
200以下	400	550		
400以下	600	850		
550以下	900	1,200		
750以下	1,000	1,400		

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量(入力[キロワット])
出力(馬力) × 93.3パーセント
出力(キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大

きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		200ミリアンペア以下	5
	100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
		500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		500ミリアンペア以下	11
蓄電器放電式 診察用装置	125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
		500ミリアンペア以下	1
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下	2	2
	1.5マイクロファラッド以下	3	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット)=最大定格1次入力(キロボルトアンペア)

×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)

×70パーセント

(5) その他の

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

5 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネ オ ン 管 灯 (標準周波数50ヘルツの場合といたします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水 銀 灯 (標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロ) (ファラッド)	使用電圧100ボルト	50	75	75	100	100	100	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40	40	50	

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ) (ファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラード)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \begin{array}{l} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{array}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \begin{array}{l} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{array}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{array}{l} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{array}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1) イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7) の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

□ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

9 標準設計基準

(1) 高圧および低圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 区 域	高 圧		低 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
市 街 地		300ボルト	6 ボルト	20ボルト
そ の 他	150ボルト	600ボルト	6 ボルト	20ボルト

□ 電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

- a 高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、钢管柱、木柱等を使用いたします。

(ハ) 径 間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施 設 地 域	径 間
市 街 地	30メートル
そ の 他	40メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

施設地域 装柱	市街地	その他
高 壓	15メートル	15メートル
高 低 壓 併 架	15メートル	15メートル
低 壓	12メートル	12メートル
低 壓 引 込	6.9メートル	6.9メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低压の電線路で使用するがいしは、次によります。

使用箇所 電圧	引通箇所	引留箇所
高 壓	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低 壓	本 線	低压ピンがいし 低压引留がいし
	引 込 線	低压引留がいし、多溝がいし、平形がいし、分割ねじ込みがいし（普通、長足）

(ヘ) 装柱

高圧電線路および電力用低压電線路については、水平配列による装柱とし、電灯用低压電線路については、垂直配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 高圧電線路および電力用低压電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。
- b 支柱、支線柱は、技術上適當と認められるコンクリート柱等といたします。
- c 変圧器の1次側に使用する開閉器は、高压カットアウトといたします。

ます。

d 高圧の電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(f) 電線の種類および太さ

a 高圧および低圧の電線は、導体が銅線、アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電線の種類		銅線			アルミ線			ケーブル		
電圧										
高圧					公称断面積32平方ミリメートル以上			公称断面積38平方ミリメートル以上		
低 圧	本線				公称断面積32平方ミリメートル以上			公称断面積38平方ミリメートル以上		
	引込線	直径2.6ミリメートル以上						直径2.6ミリメートル以上		

c 電線の許容電流は、次によります。

(単位：アンペア)

種別	太さ	単線(ミリメートル)			より線(平方ミリメートル)										
		2.6	3.2	5.0	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE 線)	/	/	/	/	/	/	/	132	/	/	/	288	/	/
	硬アルミ線 (HAL-OC 線)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	530
高圧架空ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高压架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル	/	/	/	/	/	/	/	155	/	275	/	475	/	/
縁廻し用電線	銅線(IJP)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	345	/	450	545	/
高圧引下用電線(PDC線)					72										
低圧絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE 線)	/	/	/	/	/	/	/	132	/	/	288	/	/	/
600ボルトビニル絶縁電線(IV線)	48				61		115		162						
低圧架空ケーブル (SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己 支持形特殊耐熱ビニル絶縁 ビニルシースケーブル (150平方ミリメートル×2+ 100平方ミリメートル×2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	270	/	340	/	/
ビニル外装ケーブル (SVケーブル)	2心(2SV)	39	/	/	/	51	70	/	/	138	188	259	/	/	/
	3心(3SV)	34	/	/	/	45	65	86	/	121	165	217	/	286	/
引込用ビニル 絶縁電線(DV線)	2個より(2DV)	38	50	/	/	70	/	/	130	/	/				
	3個より(3DV)	34	44	/	/	62	80	/	113	152	/				

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格 (JCS0168-1:2004) に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適當と認められるものを次の
中から選定いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)
10, 15, 20, 30, 50, 75, 100, 50+125, 30+70, 20+50, 10+30, 15+50, 20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐
雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類
その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は、管路式、暗きよ式または直埋式のうち、
技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて
次のなかから選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）
の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 条件	6,600ボルト	100ボルトまたは200ボルト		
種類	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (CV-Tケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (ワードループレックス型) (CV-Qケーブル)	600ボルトビニル絶縁 ビニルシースケーブル (SVケーブル)	
線心数	3	4	2	3
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	60	8	8
	150	150	14	14
	250	250	38	22
	325		60	38
	500		100	60
				100
				150

(ハ) 多回路開閉器、低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引込みといいます。）を施設いたします。

ヘ そ の 他

技術上その他やむをえない場合で、中高層集合住宅等への供給のために当社がお客様の土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは、お客様施設柱方式、集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

(2) 変電設備

イ しや断器の選定

しや断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといたします。

ロ 断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといたします。

ハ 変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといたします。

ニ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しや断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ホ 保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしや断するための適切な保護装置を施設いたします。

(3) その他の

この標準設計基準に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適當と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容
- 3 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
(様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第3表 控除収益総括表
- (様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第3表 控除収益明細表
- (様式第3) 8部門整理表
- (様式第4) 配電費・販売費整理表
- (様式第5)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表
- (様式第6)
 - 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第6の2)
 - 送電・高圧配電非関連需要明細表
- (様式第6の4)
 - 第1表 追加事業報酬総括表
 - 第2表 連系設備特別報酬対象額明細表
- (様式第7)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第2表 原価等集計表
- (様式第8)
 - 第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

I 電気料金値上げの理由

当社は、福島第一原子力発電所事故の発生以降、原子力事故による被害者の方々への損害賠償、福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一1～4号機の廃止措置に向けた取り組み、安定供給の確保などの重要課題に、全社一丸となって取り組んでおります。その中で、電気の供給につきましては、福島第一・第二原子力発電所の停止に加えて、当社が電力購入している他社発電所の被災、柏崎刈羽原子力発電所の停止の長期化などに対して、火力発電の焚き増しや長期間停止していた火力発電所の運転再開、また、ガスタービンなど新たな電源の緊急設置などに全力で取り組み、供給力の確保に努めてまいりました。

その結果、火力発電への依存度の高まりにともなう大幅な燃料費の増加等が生じている状況です。

このような状況を踏まえ、当社は、徹底した経営合理化に取り組んでまいりましたが、これをさらに推し進めるべく、主務大臣の認定をいただいた「総合特別事業計画」に基づき、今後、中長期にわたり、さらなる徹底した経営合理化に取り組み、最大限コストダウンに努めていくことといたしました。

以下、燃料費を中心とする費用増加の実態と当社の経営合理化への取り組み、および料金値上げの必要性について申し述べます。

1. 原子力発電所の稼働率低下等による費用の増加

(1) 燃料費・購入電力料の増加

燃料費につきましては、相対的にコストの低いLNG火力の稼働率向上等に加え、中長期的にも電源のリプレースによる熱効率の向上や燃料調達の連携・集約化等、費用削減に全力で取り組んでまいりますが、平成25年度以降、柏崎刈羽原子力発電所が順次再稼働すると仮定しても、大幅な原子力発電量の減少による不足分を火力発電の稼働増などにより代替せざるをえない状況にあります。そのため、燃料費は平成24年度から平成26年度の年平均で2兆4,704億円となり、平成20年度料金原価に比べて4,666億円程度の増加が避けられない見通しです。

また、購入電力料につきましても、購入単価削減交渉によるコスト削減を実行しておりますが、原子力発電の停止にともなう自家発電設備からの購入電力量の増加などにより、他社購入電源費が大幅に増加するため、平成20年度料金原価に比べて650億円の増加となります。

(2) 緊急設置電源確保にともなう費用の増加

原子力発電所の低稼働の影響を受けた需給ひっ迫への対応として、敷地や送電余力のある箇所へ新たな電源を緊急設置いたしま

したが、これによる原価の増加影響は、減価償却費を中心に平成24年度から平成26年度の年平均で総額490億円程度と見込んでおります。

(3) 原子力安定化等に係る費用の増加

福島第一原子力発電所の確実な安定状態の維持、汚染拡大防止のために現場で働く事業者への作業委託や、賠償円滑化のための業務委託等にともない、委託費が平成24年度から平成26年度の年平均で561億円の増加となります。この他、原子力損害賠償支援機構法に基づく一般負担金も発生いたします。

2. 徹底した経営合理化等による原価低減

当社は、平成19年に発生した新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧費用や、同発電所が停止したことによる燃料費の増加影響につきましても、人件費や修繕費・諸経費等の削減など経営合理化の徹底と内部留保の取り崩しにより吸収するなど、お客様への影響の回避に努めてまいりました。

さらに、昨年の震災以降の大幅な費用の増加に対して、所有不動産・有価証券の売却、関係会社の売却・清算などによる資金確保とともに、賃金のカットや福利厚生の見直し、競争発注の拡大、CM等広告宣伝の取りやめなど徹底した経営合理化への取り組みを進めています。

当社といたしましては、引き続き燃料費等の増加が見込まれる中、

今後も経営合理化への取り組みを最大限推し進めることとし、「総合特別事業計画」に基づき、今後 10 年間で 3 兆 3,650 億円、平成 24 年度から平成 26 年度で年平均 2,785 億円（原価外項目を除く）の削減を行ってまいります。

これらを含む原価低減の概要は以下の通りです。

(1) 人件費

人員数の削減、給与・賞与の削減、福利厚生制度の見直しなどを進めます。具体的には、人員数につきましては、新規採用の抑制や希望退職等により平成 25 年度末までに約 3,600 人の人員削減を実施いたします。また、社員の年収一律減額措置（管理職▲25 パーセント、一般職▲20 パーセント）の継続や、新人事・待遇制度の導入による給与抑制の維持などに取り組むとともに、役員給与については、全額を自主的にカットいたします。その他、退職給付制度については、現役・OB ともに確定給付企業年金の再評価率下限の引下げ等、また福利厚生制度については、厚生・体育施設の廃止や健康保険の会社負担率の引下げ等、いずれも徹底した縮減・合理化を実施いたします。

これらの取り組みを反映すること等により、平成 20 年度料金原価 4,399 億円に対し、平成 24 年度から平成 26 年度の年平均は 3,488 億円へと、911 億円の削減（約 2 割の削減）をいたします。またこの結果、一人当たりの人件費（基準賃金+賞与=556 万円/人・年）は、有識者会議でメルクマール事例として挙げられた常用労働者

1,000人以上の全産業平均および他公益企業平均と比較しても、適切な水準となっております。

(2) 修繕費・諸経費

修繕費につきましては、工事・点検の中止および実施時期の見直し、関係会社取引における競争的発注方法の拡大等、資材・役務調達の抜本的見直しに取り組みます。これらの取り組みを反映すること等により、平成20年度料金原価4,354億円に対し、平成24年度から平成26年度の年平均は4,205億円へと、149億円の削減をいたします。

また諸経費につきましては、諸費（寄付金等）や普及開発関係費（広告宣伝費等）の削減、テーマ研究費の厳選等を実施します。さらに、有識者会議の提言を踏まえ、事業団体費のうち電気事業連合会への拠出金等を原価から除外するとともに、研究費のうち電力中央研究所の分担金について内容を精査のうえ減額いたします。

(3) その他

減価償却費につきましては、緊急設置電源による増加はあるものの、投資抑制にともなう償却の進行により削減いたします。なお、有識者会議の提言を踏まえ、長期計画停止火力に係る減価償却費は全額反映しておりません。

また、資本調達・維持コストである事業報酬につきましては、事業資産価値（レートベース）に一定の報酬率を乗じて算定いた

しますが、長期計画停止火力をレートベースから除外することに加え、今後の見通しを未定としている福島第一原子力発電所の5、6号機および福島第二原子力発電所の全号機についても、自主的に除外いたします。

また、報酬率につきましては、震災後の原子力事故にともなう様々なリスクが顕在化する中で、さらに高まる可能性がありますが、有識者会議の提言を踏まえ、電気料金のお客さま負担を勘案し、前回並み（3パーセント）に抑制いたしました。

当社といたしましては、以上のような徹底した経営合理化に全力で取り組む一方で、原子力事故による被害者の方々への損害賠償、原子力発電所の安定状態の維持管理と着実な廃止措置、安定供給の確保などの重要課題につきましても、今後も継続して取り組んでいく必要があります。人員削減等の措置は、こうした重要課題を着実に進めていく上では大変厳しいものではありますが、徹底した経営合理化への歩みを決して緩めではならないことから、社員一丸となり、重要課題達成との両立を必ず果たしてまいりたいと考えております。

3. 料金値上げの必要性

以上のように、費用の増加に対して、当社は既に徹底した経営合理化に取り組んでおりますが、平成 23 年度決算は 2 年連続の大幅な最終赤字の見通しとなるなど、当社の収支は大変厳しく、平成 24 年度以降も最大限経営合理化に取り組んでまいりもの、燃料費等のコスト増分を賄いつつ、深刻な経営状況から脱却することは極めて困難な見通しとなっております。

具体的には、平成 24 年度から平成 26 年度までの今後 3 年間（有識者会議において、原価算定期間は「事業者の十分な経営効率化努力を織り込む観点から」、「3 年を原則とすることが適当」とされている）において、まず原価については、人件費や修繕費・諸経費等の削減など徹底した経営合理化を行うことにより、年平均 2,785 億円の削減を行うものの、燃料費や購入電力料、緊急設置電源に係る費用などで大幅な増加が見込まれるため、年平均 5 兆 7,231 億円、販売電力量 1 キロワット時当たり 20 円 64 銭となる見込みです。これに対し、現行料金のままとした場合の収入は、年平均 5 兆 468 億円、販売電力量 1 キロワット時当たり 18 円 20 銭となる見込みです。この結果、収支不足額は年平均 6,763 億円、販売電力量 1 キロワット時当たり 2 円 44 銭となり、大幅な収入不足が見込まれることになります。

なお、算定に用いる販売電力量（2,773 億キロワット時）は、震災以降の節電効果等による需要低迷等を見込んで想定しており、平成

20年度改定時に比べて、▲6パーセントとなっております。

以上の通り、現在の料金水準のままでは、今後も営業赤字が発生し続け、欠損が累積していくこととなります。平成23年度における事故収束のための支出や燃料費負担等にともなう純資産額の急速な減少により、当社の財務基盤は既に極めて脆弱な状態にあり、この上、自律的な資金調達が不可能なまま、欠損の累積により財務基盤のさらなる弱体化が進むと、電気の安定供給をはじめ事業運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

当社といたしましては、こうした事態を避けるため、既に自由化部門のお客さまに対しまして、本年4月より順次平均約17パーセントの料金値上げを先行してお願いしております。お願いに際し、当社のご説明不足等により、混乱を招いたことを踏まえ、徹底した情報公開と分かりやすい丁寧なご説明を通じて、すべてのお客さまにご理解をいただけるよう全力を挙げて取り組んでおります。

規制部門のお客さまに対しましても、苦渋の決断ではありますが、徹底した経営合理化を前提とした上で、最低限平均10.28パーセントの電気料金値上げをお願いせざるを得ない状況と認識しております。

なお、具体的な値上げ方法については、今回の料金値上げが主として燃料費の大幅な増加を理由とするものであることから、基本料金は現行の料金を維持した上で、電力量料金を値上げすることとさ

せていただきたいと考えております。

厳しい経済情勢下ではありますが、以上の通り、今般やむを得ず、
最低限の電気料金値上げを申請する次第であります。

II お客様のご負担軽減につながる料金メニューの設定・拡充

今回の電気料金の値上げは、多くのお客様の生活や産業活動に多大なるご負担、ご迷惑をおかけすることになります。当社としましては、こうした状況を強く認識し、徹底した経営合理化に取り組むとともに、さらにお客さまのご負担を少しでも軽減できるような仕組みを取り入れるべく、以下の通り、料金メニューの設定・拡充を図ることといたしました。

1. 一般的なご家庭向け料金における取り組み

一般的なご家庭向け料金（従量電灯メニュー）については、現在ご使用量の増加にともない料金単価が上昇する、いわゆる 3 段階料金制度を採用しております。今回の値上げにおきましては、ご家庭に必要不可欠な電気のご使用量に応じた第 1 段階料金の値上げ幅を相対的に軽微に留めることで、照明や冷蔵庫など生活に必要不可欠な電気のご使用への影響を軽減するとともに、節電の実施による料金負担の軽減効果を拡大いたしました。

2. 新たなピーク抑制型料金（選択約款）の設定

ピーク時間（夏季の 13 時～16 時）に割高な料金を設定し、ピーク時の節電インセンティブとさせていただくとともに、夜間時間の料金を安く設定し、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時

間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことにより、電気料金の低減が可能となる新たな料金メニューとして、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯を設定することといたしました。

なお、当該メニューは現行の計量器にて対応いたしますが、今後スマートメーター等の整備の進展に合わせて、スマートメーターを活用したピーク時間の電気使用の抑制に資する料金メニューを導入する予定です。

3. 電灯動力併用のお客さま向けメニューの対象拡大

電灯・動力設備を併せて年間を通じて電気を効率的に使用されるお客さま向けに設定している低圧高負荷契約（選択約款）について、お客さまの選択肢の充実を図る観点から、加入対象を「契約電力 30 キロワット以上」から「契約電力 15 キロワット以上」へ拡大することといたしました。

Ⅲ お客様のご理解をいただくための取り組み

本年 4 月より、自由化部門のお客さまに対し、燃料費の増加を背景とした料金値上げのお願いをしておりますが、その際、お客様へのご説明が不十分、不親切であったことについて真摯に反省し、今回の電気料金値上げにあたりましては、料金値上げの必要性や経営合理化の取り組み、お客様のご負担軽減につながるメニュー等についてお客様に徹底した情報提供を行うとともに、お客様の立場に立った分かりやすいご説明を行ってまいります。

また、電気料金情報公開ガイドライン（平成 24 年 3 月 30 日改正）に基づき、事業者として、積極的な情報公開を行ってまいります。

その他、当社ホームページを活用し、お客様のご負担を少しでも減らせるよう、具体的な節電・節約手法についても、分かりやすくご紹介をしてまいります。

1. お客様へのご説明の徹底

(1) ご家庭などのお客様に対する情報提供の取り組み

約 2,800 万口のお客さまに対して、検針時の配布チラシ・検針票裏面などによりお知らせするとともに、当社ホームページを通じて詳細でタイムリーな情報をご提供するなど、様々なご説明ツールを活用した丁寧な情報提供に取り組んでまいります。

(2) 各種団体のお客さまへのご説明

昨夏の節電のお願い訪問を通じて関係を築かせていただいた各種団体の皆さまなど約8,000箇所（自治体、中小企業を統括する団体、消費者団体等の皆さま）に対して個別にご説明いたします。

なお、お客さまに少しでもお役に立つ情報をご提供したいとの思いから、ご説明資料は、自治体・団体さま向け、ご家庭向けなど、対象層に応じてご用意いたします。

(3) 日常業務におけるお客さま接点を活用した取り組み
出向作業時においてお会いするお客さまに対し、丁寧なご説明を実施いたします。

また、お客さまとの電話窓口であるカスタマーセンターの対応要員を強化し、お客さまから頂戴するご意見・ご質問について丁寧にお応えできる体制を整えます。

2. 電気料金情報公開ガイドラインに基づく積極的な情報公開への取り組み

今回の料金値上げ申請にともない、電気事業法施行規則に従って経済産業大臣に提出する供給約款変更認可申請書をはじめ、料金算定の流れを分かりやすくご説明した資料など、当社ホームページにおいて、これまで以上に積極的な情報公開を行ってまいります。

3. お客さまへの節電・節約手法のご紹介

お客さまのご負担軽減に少しでもお役に立てるよう、具体的な節

電・節約手法のご紹介コンテンツ「節電＆節約ナビ」を当社ホームページに新たに掲載いたします。これにより、例えば、機器ごとに様々な節電・節約手法をご紹介することで、お客さまがご自身の生活スタイルにあわせた節電をご検討いただけるようになります。また、節約したい目安の金額から、無理なく続けられる節電・節約手法を分かりやすいパッケージにしてご紹介いたします。その他、家電の買い換え効果についてもご紹介するなど、お客さまの家計のご負担を少しでも減らせるよう、より具体的な節電手法をご紹介してまいります。

なお、お客さまがご自身の電気料金値上げ額をお知りになりたい場合には、当社ホームページにございます「電気料金シミュレーション」をご案内いたします。

以上、電気料金値上げの理由と、併せてお客さまのご負担軽減につながる取り組み等について申し述べました。事情ご賢察のうえ、ご認可くださいますようお願い申し上げます。

2 新旧料金率比較表および 供給条件の変更の内容

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 灯 分)

現 行 料 金			改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率		単位	料 金 率
定額電灯	需要家料金	1 契約	円 錢	円 錢	1 契約	円 錢
	電灯料金					
	20Wまで	1 灯	125.54	[4.28]	20Wまで	1 灯
	40Wまで	"	204.87	[8.56]	40Wまで	"
	60Wまで	"	283.17	[12.84]	60Wまで	"
	100Wまで	"	440.81	[21.41]	100Wまで	"
	100W超過	"	440.81	[21.41]	100W超過	"
	100Wまでごとに				100Wまでごとに	
	小型機器料金	1 機器	202.88	[6.39]	小型機器料金	1 機器
	50VAまで	"	318.63	[12.79]	50VAまで	"
従量電灯	100VAまで	"	318.63	[12.79]	100VAまで	"
	100VA超過	"			100VA超過	"
	100VAまでごとに				100VAまでごとに	
	(旧供給約款附則4の適用を受けていたお客さま)					
	[附 則]					
	20VAまでのラジオ	1 台	93.97	[2.56]		
	30VAまでのラジオ	"	134.13	[3.84]		
	A 最低料金	1 契約	220.70	[4.40]	A 最低料金	1 契約
	最初の8kWhまで				最初の8kWhまで	
	電力量料金				電力量料金	
従量電灯	8kWh超過分	1 kWh	18.42	[0.55]	8kWh超過分	1 kWh
	B 基本料金	1 契約	273.00		B 基本料金	1 契約
	10アンペア	"	409.50		10アンペア	"
	15アンペア	"	546.00		15アンペア	"
	20アンペア	"	819.00		20アンペア	"
	30アンペア	"	1,092.00		30アンペア	"
	40アンペア	"	1,365.00		40アンペア	"
	50アンペア	"	1,638.00		50アンペア	"
	電力量料金	1 kWh	18.42	[0.55]	電力量料金	1 kWh
	最初の120kWhまで				最初の120kWhまで	
従量電灯	120kWh超過	"			120kWh超過	"
	300kWhまで	"	23.41	[0.55]	300kWhまで	"
	300kWh超過分	"	24.68	[0.55]	300kWh超過分	"
	最低月額料金	1 契約	216.30		最低月額料金	1 契約
	C 基本料金	1kVA	273.00		C 基本料金	1kVA
	電力量料金				電力量料金	
	最初の120kWhまで	1 kWh	18.42	[0.55]	最初の120kWhまで	1 kWh
	120kWh超過	"			120kWh超過	"
	300kWhまで	"	23.41	[0.55]	300kWhまで	"
	300kWh超過分	"	24.68	[0.55]	300kWh超過分	"

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率	区 分		単位	料 金 率
臨時	A	50VVAまで1日につき	1契約	円 銭	円 銭		
		100VVAまで "	"	6.56	[0.17]		
		100VVA超過500VVAまで100VVAまでごとに	"	13.14	[0.35]		
	B	1kVAまで	"	13.14	[0.35]	50VVAまで1日につき	1契約
		1kVAまで	"	131.40	[3.45]	100VVAまで "	"
		1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに	"	131.40	[3.45]	100VVA超過500VVAまで100VVAまでごとに	"
電灯	C	基本料金	10A	300.30		1kVAまで	15.55
		電力量料金	1 kWh	26.91 [0.55]		"	155.53
		基本料金	1kVA	300.30	1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに	"	155.53
	A	電力量料金	1 kWh	26.91 [0.55]			
		需要家料金	1契約	47.25	需要家料金	1契約	47.25
		電灯料金	1灯	112.94 [4.28]	電灯料金	1灯	131.67
公衆街路灯	A	20Wまで	"	183.87 [8.56]	20Wまで	"	221.34
		40Wまで	"	255.87 [12.84]	40Wまで	"	311.01
		60Wまで	"	397.76 [21.41]	60Wまで	"	490.35
		100Wまで	"	397.76 [21.41]	100Wまで	"	490.35
		100W超過	"		100W超過		
		100Wまでごとに	"		100Wまでごとに	"	
B	A	小型機器料金	1機器	182.93 [6.39]	小型機器料金	1機器	212.63
		50VVAまで	"	282.93 [12.79]	50VVAまで	"	342.30
		100VVAまで	"	282.93 [12.79]	100VVAまで	"	342.30
	B	100VVA超過	"		100VVA超過		
		100VVAまでごとに	"		100VVAまでごとに	"	
		(旧供給約款附則6の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 最低料金 最初の8kWhまで	1契約	199.70 [4.40]	(旧供給約款附則6の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 最低料金 最初の8kWhまで	1契約	218.99
B	B	電力量料金	1 kWh	17.28 [0.55]	電力量料金	1 kWh	19.69
		8kWh超過分	"		8kWh超過分	"	
		基本料金	1kVA	246.75	基本料金	1kVA	246.75
		電力量料金	1 kWh	17.28 [0.55]	電力量料金	1 kWh	19.69
		最低月額料金	1契約	195.30	最低月額料金	1契約	218.99

注. 現行料金の料金率は、平均燃料価格45,600円/kWhの場合の燃料費調整後の値とし、[] 内に燃料費調整単価を再掲した。

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率	区 分		単位	料 金 率
低	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kW 1 kWh 〃	円 錢 1,071.00 13.75 [0.55] 12.71 [0.55]	低	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kW 1 kWh 〃	円 錢 1,071.00 17.10 15.55
臨	定額制供給 1日につき	1 kW	155.27 [3.63]	臨	定額制供給 1日につき	1 kW	185.44
時	従量制供給 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	低压電力の該当料金の20パーセント 増し 1 kWh 〃	16.02 [0.55] 14.77 [0.55]	時	従量制供給 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kW 1 kWh 〃	低压電力の該当料金 の20パーセント増し 20.53 18.66
農	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kW 1 kWh 〃	420.00 10.09 [0.55] 9.39 [0.55]	農	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kW 1 kWh 〃	420.00 12.77 11.60
事	(旧供給約款附則7の適用を受けて いたお客さま) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで 0. 5kW 1 kW 2 kW 3 kW 3kW超過 1kW増すごとに 30日をこえる1日につき 0. 5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3kW超過 1kW増すごとに			事	(旧供給約款附則7の適用を受けて いたお客さま) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで 0. 5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3kW超過 1kW増すごとに 30日をこえる1日につき 0. 5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3kW超過 1kW増すごとに		
用			4,422.00 [27.30] 6,428.70 [54.30] 10,128.30 [108.90] 13,879.20 [162.90] 2,386.20 [54.30]	用			4,531.41 6,647.19 10,565.61 14,534.95 2,604.69
電			36.45 [0.91] 58.19 [1.81] 116.41 [3.63] 171.44 [5.43] 49.79 [1.81]	電			40.10 65.48 130.99 193.29 57.08
力				力			

注. 現行料金の料金率は、平均燃料価格45,600円/kWhの場合の燃料費調整後の値とし、[] 内に燃料費調整単価を再掲した。

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	基準単価	区 分	単位	基準単価
(1) 定額制供給		円 銭厘	(1) 定額制供給		円 銭厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 100W超過100Wまでごとに	1灯 〃 〃 〃 〃	1.476 2.953 4.429 7.382 7.382	電 灯 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 100W超過100Wまでごとに	1灯 〃 〃 〃 〃	1.721 3.442 5.163 8.605 8.605
小型機器 50VAまで 100VAまで 100VA超過 100VAまでごとに	1機器 〃 〃	2.205 4.410 4.410	小型機器 50VAまで 100VAまで 100VA超過 100VAまでごとに	1機器 〃	2.570 5.141 5.141
(旧供給約款附則4の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 20VAまでのラジオ 30VAまでのラジオ	1台 〃	0.882 1.323			
ロ. 臨時電灯A 50VAまで1日につき 100VAまで 100VA超過500VA まで100VAまでごとに 1kVAまで 1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに	1契約 〃 〃 〃 〃 〃	0.060 0.119 0.119 1.190 1.190	ロ. 臨時電灯A 50VAまで1日につき 100VAまで 100VA超過500VA まで100VAまでごとに 1kVAまで 1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに	1契約 〃 〃 〃 〃 〃	0.069 0.139 0.139 1.387 1.387
ハ. 臨時電力 1日につき	1kW	1.251	ハ. 臨時電力 1日につき	1kW	1.457
ニ. 農事用電力 (旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 1日につき 0. 5kW 1 kW 2 kW 3 kW 3kW超過1kW増すごとに	1契約	0.313 0.625 1.250 1.874 0.625	ニ. 農事用電力 (旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 1日につき 0. 5kW 1 kW 2 kW 3 kW 3kW超過1kW増すごとに	1契約	0.364 0.729 1.457 2.186 0.729
(2) 従量制供給	1 kWh	0.190	(2) 従量制供給	1 kWh	0.222

供給条件の変更の内容

供給約款の供給条件につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なう場合の取扱いの明確化
- ・引込線の位置変更工事等に準ずる工事をする場合の取扱いの明確化
- ・工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定する場合の取扱いの明確化
- ・需要場所についての取扱いの明確化
- ・用語の定義その他の今日的見直し

3 一般電気事業供給約款料金算定規則

様式第1から第8までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：百万円)

項目	金額	備考
役員給与	—	
給料手当	733, 351	平均経費人員：36, 363（人） 平均基準賃金：407, 181（円／月）
給料手当振替額（貸方）	▲5, 950	
退職給与金	102, 555	
厚生費	142, 577	
委託検針費	48, 941	
委託集金費	10, 257	
雑給	14, 731	
燃料費	7, 411, 080	
使用済燃料再処理等発電費	62, 993	
使用済燃料再処理等既発電費	91, 683	
廃棄物処理費	46, 041	
特定放射性廃棄物処分費	30, 000	
消耗品費	61, 976	
修繕費	1, 261, 521	
水利使用料	12, 279	
補償費	17, 912	
賃借料	443, 180	
託送料	61, 083	
事業者間精算費	9, 897	振替電力量：31, 408（10 ⁶ kWh）
委託費	698, 431	
損害保険料	12, 758	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	170, 220	
普及開発関係費	8, 293	
養成費	9, 741	
研究費	52, 728	
諸費	74, 063	
	⟨—⟩	
	⟨2, 760⟩	
電気料賃倒損	7, 332	
固定資産税	332, 043	
雑税	25, 196	
減価償却費	1, 884, 220	
固定資産除却費	287, 784	
原子力発電施設解体費	15, 759	
共有設備費等分担額	9, 611	
共有設備費等分担額（貸方）	▲48	
地帯間購入電源費	598, 459	地帯間購入電力量：39, 281（10 ⁶ kWh）
	⟨1, 494⟩	
地帯間購入送電費	4, 455	
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	1, 778, 277	他社購入電力量：144, 852（10 ⁶ kWh） (97, 305)
	⟨1, 452⟩	
他社購入送電費	1, 737	
建設分担連費振替額（貸方）	▲2, 152	
附帯事業営業費用分担連費振替額（貸方）	▲2, 129	
電源開発促進税	327, 228	
事業税	200, 738	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲441	
株式交付費	4, 515	
株式交付費償却	—	
社債発行費	—	
社債発行費償却	—	
法人税等	16, 842	
合計	17, 071, 767	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費、地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段⟨ ⟩内には寄付金に係る費用を、下段⟨ ⟩内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の⟨ ⟩内には、過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：百万円)

項目	金額	備考
火力燃料費	石炭費	207,341
	燃料油費	1,824,393
	ガス費	5,335,849
	その他	10,459
	小計	7,378,042
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	33,038
	濃縮関連費	—
	小計	33,038
新エネルギー等燃料費	—	
合計	7,411,080	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	134,853	
火力燃料重油換算単価 (円／k1)	54,712	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	659,823	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)	11.18	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	71,707	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)	0.46	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円／k1)	—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)	—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項目	数量・価格	備考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	15,509
	重油 (10 ³ k1)	18,861
	原油 (10 ³ k1)	6,925
	LNG (10 ³ t)	65,470
平均消費価格	石炭 (円／t)	13,329
	重油 (円／k1)	70,831
	原油 (円／k1)	68,368
	LNG (円／t)	70,490

(2) 修繕費

(単位：百万円)

項目	金額	備考
普通修繕費	870,551	
取替修繕費	390,970	
合計	1,261,521	

(3) 減価償却費

(単位：百万円)

項目	金額	備考
水力発電設備	111,166	
火力発電設備	438,914	
原子力発電設備	269,912	
新エネルギー等発電設備	2,661	
送電設備	483,224	
変電設備	193,038	
配電設備	350,471	
業務設備	34,834	
合計	1,884,220	

第2表

事業報酬総括表

(単位：百万円)

項目	金額	備考
電気事業報酬	特定固定資産	21,371,824
	建設中の資産	1,307,457
	核燃料資産	2,166,964
	特定投資	676,282
	運転資本	1,671,666
	貯蔵品	953,474
	小計	2,625,140
	繰延償却資産	—
	合計	28,147,667
	報酬率(%)	3.0
	電気事業報酬額	844,430

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：百万円)

項目	金額	備考
遅収加算料金	—	
地帯間販売電源料	417,904 <6,411>	地帯間販売電力量 : 34,245 (10^6 kWh)
地帯間販売送電料	1,780 (—)	
他社販売電源料	53,045 <—>	他社販売電力量 : 3,380 (10^6 kWh)
他社販売送電料	4,098 (—)	
託送収益	9,161 (666)	
事業者間精算収益	954	振替電力量 : 4,677 (10^6 kWh)
電気事業雑収益	142,034	
預金利息	—	
合計	628,976	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10^6 kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の<>内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

第1表

営業費明細表

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
役員給与	—	—	—	—	
給料手当	238,573	249,483	245,295	733,351	
給料手当振替額（貸方）	▲1,936	▲2,024	▲1,990	▲5,950	
退職給与金	37,976	34,670	29,909	102,555	
厚生費	45,249	48,871	48,457	142,577	
委託検針費	15,869	16,887	16,185	48,941	
委託集金費	3,311	3,512	3,434	10,257	
雑給	6,899	4,367	3,465	14,731	
燃料費	2,767,069	2,454,149	2,189,862	7,411,080	
使用済燃料再処理等発電費	1,180	24,340	37,473	62,993	
使用済燃料再処理等既発電費	30,561	30,561	30,561	91,683	
廃棄物処理費	12,308	15,849	17,884	46,041	
特定放射性廃棄物処分費	11,572	13,272	5,156	30,000	
消耗品費	19,962	22,881	19,133	61,976	
修繕費	391,471	436,760	433,290	1,261,521	
水利使用料	4,076	4,085	4,118	12,279	
補償費	8,688	4,816	4,408	17,912	
賃借料	158,383	144,886	139,911	443,180	
託送料	19,650	20,978	20,455	61,083	
事業者間精算費	3,413	3,174	3,310	9,897	
委託費	236,963	234,209	227,259	698,431	
損害保険料	4,337	4,202	4,219	12,758	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	56,740	56,740	56,740	170,220	
普及開発関係費	2,896	2,736	2,661	8,293	
養成費	3,146	3,353	3,242	9,741	
研究費	20,026	16,308	16,394	52,728	
諸費	26,350 ＜－＞ ＜920＞	24,998 ＜－＞ ＜920＞	22,715 ＜－＞ ＜920＞	74,063 ＜－＞ ＜2,760＞	
電気料賃倒損	2,631	2,360	2,341	7,332	
固定資産税	108,277	109,579	114,187	332,043	
雑税	6,344	8,853	9,999	25,196	
減価償却費	607,358	637,854	639,008	1,884,220	
固定資産除却費	85,149	86,810	115,825	287,784	
原子力発電施設解体費	—	6,212	9,547	15,759	
共有設備費等分担額	3,075	3,243	3,293	9,611	
共有設備費等分担額（貸方）	▲16	▲16	▲16	▲48	
地帯間購入電源費	172,500	215,724	210,235	598,459	
地帯間購入送電費	61	2,273	2,121	4,455	
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	651,473 (30,913)	585,199 (33,235)	541,605 (33,157)	1,778,277 (97,305)	
他社購入送電費	579	579	579	1,737	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲788	▲764	▲600	▲2,152	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲718	▲704	▲707	▲2,129	
電源開発促進税	107,085	109,397	110,746	327,228	
事業税	70,002	67,037	63,699	200,738	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲147	▲147	▲147	▲441	
株式交付費	4,515	—	—	4,515	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	5,614	5,614	5,614	16,842	
合計	5,947,726	5,713,166	5,410,875	17,071,767	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 諸費の上段＜－＞内には寄付金に係る費用を、下段＜－＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（）内には、新エネルギー等電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係
[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

項目	前年度実績	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
役員給与	865	259	—	—	—	—	—
給料手当	基準賃金 基準外賃金	200,366 45,606	190,323 41,607	180,899 37,658	177,798 37,005	174,332 36,299	533,029 110,962
諸給与金	65,793	44,906	27,482	41,869	41,241	110,592	
控除口(貸方)	▲12,120	▲8,952	▲7,280	▲7,001	▲6,378	▲20,659	
附帯事業等振替額	▲212	▲179	▲186	▲188	▲199	▲573	
小計	299,452	267,705	238,573	249,483	245,295	733,351	
給料手当振替額(貸方)	▲2,432	▲1,620	▲1,936	▲2,024	▲1,990	▲5,950	
退職給与金	引当金増加額 実払額	20,481 14,911	2,708 20,256	1,616 25,690	▲9,393 34,287	▲1,447 21,741	▲9,224 81,718
年金保険料	11,445	11,398	10,670	9,776	9,615	30,061	
小計	46,837	34,362	37,976	34,670	29,909	102,555	
厚生費	法定厚生費 一般厚生費	41,824 14,911	38,838 13,181	33,865 11,384	37,910 10,961	37,669 10,788	109,444 33,133
委託集金費	小計	56,736	52,019	45,249	48,871	48,457	142,577
委託検針費		18,942	16,481	15,869	16,887	16,185	48,941
雑給		4,053	3,627	3,311	3,512	3,434	10,257
合計	431,184	379,803	345,941	355,766	344,755	1,046,462	
平均経費人員(人)	37,929	38,272	37,254	36,321	35,515	36,363	
平均基準賃金(円／月)	440,222	414,409	404,652	407,932	409,057	407,181	

費料燃

(3) 第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等発電費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
再処理等費	104,639	101,953	110,778	109,160	105,285	111,624	127,101	344,010	
再処理等費引当	44,926	40,129	47,668	31,990	—	22,860	35,988	58,848	
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲104,798	▲101,741	▲108,882	▲107,626	▲104,105	▲110,144	▲125,616	▲339,865	
合 計	44,767	40,340	49,564	33,524	1,180	24,340	37,473	62,993	

〔使用済燃料再処理等発電費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
再処理等費引当	217,701	217,701	217,701	217,701	30,561	30,561	30,561	91,683	
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲173,691	▲173,691	▲173,691	▲173,691	—	—	—	—	
合 計	44,009	44,009	44,009	44,009	30,561	30,561	30,561	91,683	

〔廃棄物処理費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
火力廃棄物処理費	7,646	4,494	5,428	5,212	5,879	8,642	8,498	23,019	
原子力廃棄物処理費	11,754	14,360	12,311	6,780	6,371	7,149	9,328	22,848	
新エネルギー等廃棄物 処理費	▲531	▲98	196	—	—	—	—	—	
合 計	18,859	18,811	17,985	12,053	12,308	15,849	17,884	46,041	

〔特定放射性廃棄物処分費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(各年の発電 対応分)	9,019	11,761	11,839	5,410	402	2,102	5,156	7,660	
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(平成11年末 迄の発電対応分)	12,467	14,220	12,523	11,170	11,170	11,170	—	22,340	
合 計	21,487	26,182	24,362	16,580	11,572	13,272	5,156	30,000	

〔消耗品費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平均					
潤滑油脂費	211	164	187	187	242	233	214	689
維耗品費	16,843	16,426	17,659	16,976	13,610	19,720	18,919	61,287
合計	17,054	16,590	17,846	17,163	13,886	19,962	19,133	61,976

〔補償費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平均						
定期的補償費	10,321	9,767	9,570	9,886	6,832	3,022	3,415	3,067	9,504
臨時の補償費	506	527	461	498	11,080	5,046	781	721	6,548
損害賠償費	1,869	723	941	1,178	4,425	620	620	620	1,860
合計	12,696	11,017	10,972	11,562	22,337	8,688	4,816	4,408	17,912

〔賃借料〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平均						
借地借家料	52,378	51,614	48,623	50,872	49,083	50,046	47,402	45,654	143,102
道路占用料	22,797	22,851	24,703	23,450	24,789	25,278	28,011	28,545	81,834
水面使用料	280	311	311	301	315	314	314	314	942
線路使用料	1,984	2,006	2,022	2,004	2,046	2,076	2,096	2,114	6,286
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電柱敷地料	14,392	14,448	14,436	14,425	14,479	14,522	14,580	14,623	43,725
線下補償料	21,470	21,446	21,250	21,389	21,115	21,157	21,134	21,053	63,344
機械賃借料	10,844	8,978	9,209	9,677	9,732	10,575	11,660	10,131	32,366
雜賃借料	20,273	18,925	17,871	19,023	29,412	34,415	19,689	17,477	71,581
合計	144,422	140,583	138,428	141,144	150,971	158,383	144,886	139,911	443,180

〔託送料〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平均						
託送料	18,074	18,685	19,284	18,681	20,764	19,650	20,978	20,455	61,083

〔事業者間精算費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平均						
事業者間精算費 電力量 (10 ⁶ kWh)	8,714	10,416	9,766	9,632	3,415	10,826	10,079	10,503	31,408
料金計	2,909	3,264	3,046	3,073	1,050	3,413	3,174	3,310	9,897

〔委託費〕

項 目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)			平成25年度			平成26年度			原価算定期間計		備 考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	原価算定期間計		
委託運転費	4,681	4,546	4,419	4,519	2,844	4,214	4,205	4,207	—	—	—	12,626	12,626		
雄委託費	170,905	169,781	180,471	173,719	186,148	232,749	230,04	223,052	685,805	685,805	685,805				
合 計	175,587	174,327	184,891	178,288	188,992	236,963	234,209	227,259	698,431	698,431	698,431				

〔損害保険料〕

項 目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)			平成24年度			平成25年度			原価算定期間計		備 考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	原価算定期間計		
水力関係	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火力関係	736	734	736	735	761	761	767	767	754	754	754	2,288	2,288		
原子力関係	法定保険料	563	820	891	758	510	1,279	1,279	1,105	1,105	1,105	3,489	3,489		
その他保険料	1,227	1,446	21	898	3	183	222	222	251	251	251	656	656		
新工ネルギー等関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他	2,178	2,152	2,114	2,148	2,142	2,142	2,108	2,108	2,109	2,109	2,109	6,325	6,325		
合 計	4,705	5,154	3,764	4,541	3,416	4,337	4,202	4,202	4,219	4,219	4,219	12,758	12,758		

〔原子力損害賠償機構一般負担金〕

項 目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)			平成24年度			平成25年度			原価算定期間計		備 考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	原価算定期間計		
原子力損害賠償機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	28,370	56,740	56,740	170,220	170,220		

〔普及開発関係費〕

項 目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)			平成24年度			平成25年度			原価算定期間計		備 考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	原価算定期間計		
販売関係普及開発関係費	12,275	13,939	15,155	13,790	2,562	1,197	1,065	1,065	1,050	1,050	1,050	3,312	3,312		
一般普及開発関係費	9,965	10,418	11,748	10,710	3,687	1,699	1,671	1,671	1,611	1,611	1,611	4,981	4,981		
合 計	22,241	24,357	26,904	24,501	6,249	2,896	2,736	2,736	2,661	2,661	2,661	8,293	8,293		

〔養成費〕

項 目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)			平成24年度			平成25年度			原価算定期間計		備 考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	原価算定期間計		
研修施設運営費	572	594	615	608	4,400	4,15	440	440	435	435	435	1,290	1,290		
その他養成費	5,031	4,145	4,564	4,210	2,731	2,913	2,807	2,807	8,451	8,451	8,451				
合 計	5,604	4,740	5,179	2,678	3,146	3,353	3,242	3,242	9,741	9,741	9,741				

〔研究費〕

項 目	至近実績			平成23年度 (実績見込額)			平成24年度			平成25年度			原価算定期間計		備 考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	原価算定期間計		
社内研究費	4,937	3,290	5,093	4,440	6,561	3,189	1,980	1,980	2,531	2,531	2,531	7,700	7,700		
委託研究費	32,461	29,832	32,657	31,650	16,670	16,837	14,328	14,328	13,863	13,863	13,863	45,028	45,028		
合 計	37,398	33,123	37,750	36,090	23,231	20,026	16,398	16,398	16,394	16,394	16,394	52,728	52,728		

〔諸費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成25年度 (実績見込み)			原価算定期間 計	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
通信運搬費	12,509	12,277	10,769	11,852	10,223	10,827	10,035	9,585	30,447		
旅費	4,780	4,588	4,891	4,753	5,178	6,256	5,726	5,141	17,123		
寄付金	2,064	5,206	1,680	2,983	356	—	—	—	—		
団体費	5,040	4,790	4,924	4,918	3,479	—	—	—	—		
その他諸費	46,211	33,899	17,474	32,528	11,764	8,347	8,317	7,069	23,733		
合計	70,606	60,762	39,741	57,036	31,000	26,350	24,998	22,715	74,063		

〔電気料賃倒損〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考	平成26年度	原価算定期間 計	備考			
貸倒損引当額	149	11	1	54	▲ 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
貸倒損益生額	1,935	2,639	2,103	2,226	1,875	2,233	2,294	2,316	25	489	6,843							
合計	2,085	2,649	2,104	2,279	1,870	2,631	2,360	2,341	7,332									

〔固定資産除却費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考	平成26年度	原価算定期間 計	備考			
水力発電除却損	413	541	1,777	910	933	1,384	1,981	2,210	2,210	2,210	5,575							
設備除却費用	418	369	552	446	835	1,301	1,311	2,493	2,493	2,493	5,105							
火力発電除却損	1,348	1,800	5,253	2,800	13,316	4,352	4,469	8,796	8,796	8,796	17,617							
設備除却費用	10,008	4,832	6,690	7,177	2,902	6,939	6,706	17,264	17,264	17,264	30,909							
原子力発電除却損	2,881	3,453	3,177	3,170	2,468	5,756	3,943	4,144	4,144	4,144	13,843							
電設備除却費用	2,875	4,869	3,936	3,893	1,650	2,987	1,336	1,846	1,846	1,846	6,189							
新工作第一等発電設備除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7						
送電設備除却損	4,996	5,514	4,676	5,062	3,730	6,578	7,398	7,680	7,680	7,680	21,656							
送電設備除却費用	9,127	10,420	8,346	9,298	7,684	13,561	18,828	27,729	27,729	27,729	60,118							
変電設備除却損	2,082	1,838	3,099	2,340	3,873	5,069	5,285	4,834	4,834	4,834	15,188							
配電設備除却費用	2,922	2,648	4,580	3,383	2,864	6,081	6,305	7,485	7,485	7,485	19,871							
除却費用	7,245	6,761	6,187	6,731	5,126	9,218	9,180	10,110	10,110	10,110	28,508							
除却費用	20,597	19,667	18,595	19,620	17,127	19,822	18,197	19,440	19,440	19,440	57,459							
除却費用	1,384	483	1,373	1,080	1,538	792	572	822	822	822	2,186							
除却費用	527	415	756	566	772	1,308	1,277	951	951	951	3,536							
業務設備除却費用	20,264	20,380	25,532	22,059	30,984	33,149	32,829	38,602	38,602	38,602	104,580							
合計	46,563	43,235	43,472	44,423	33,834	52,000	53,981	77,223	77,223	77,223	183,204							

〔原子力発電施設解体費〕

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考	平成26年度	原価算定期間 計	備考			
解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
資産除去債務計上	16,245	18,594	20,889	6,936	—	—	6,212	9,547	15,759	15,759	15,759	原子力発電施設解体引当金に に関する旨令に係るものに 限る。						
資産除去債務取崩し (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
合計	16,245	18,594	20,889	6,936	—	—	6,212	9,547	15,759	15,759	15,759							

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計			備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計					
共有設備費等分担額	水力発電設備	864	1,008	894	747	925	967	929	992	992	1,028	992	1,123	1,123	2,821					
	火力発電設備	1,071	828	959	1,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,143					
	原子力発電設備	25	35	33	13	—	—	27	27	27	—	—	—	—	81					
	送電設備	775	742	630	852	1,059	1,214	1,214	1,214	1,214	—	—	—	—	3,444					
共有設備費等分担額（貸方）	配電設備	27	24	22	35	36	43	43	43	43	—	—	—	—	122					
	小計	2,764	2,638	2,540	2,656	3,075	3,243	3,293	3,293	3,293	—	—	—	—	9,611					
	水力発電設備	▲11	▲10	▲11	▲15	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	—	—	—	—	▲33					
	火力発電設備	▲6	▲4	▲4	▲12	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	—	—	—	—	▲15					
合計	小計	▲17	▲15	▲15	▲27	▲16	▲16	▲16	▲16	▲16	—	—	—	—	▲48					
	合計	2,746	2,623	2,524	2,629	3,059	3,227	3,277	3,277	3,277	—	—	—	—	9,563					

(記載注意)

(河) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計			備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計				
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

[電力費振替勘定(貸方)]

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計			備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計				
建設工事用	▲278	▲197	▲117	▲130	▲140	▲140	▲140	▲140	▲140	▲140	—	—	—	—	▲420				
附帯事業用	▲5	▲5	▲5	▲6	▲7	▲7	▲7	▲7	▲7	▲7	—	—	—	—	▲21				
合計	▲284	▲202	▲122	▲136	▲147	▲147	▲147	▲147	▲147	▲147	—	—	—	—	▲441				

[株式交付費、社債発行費]

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)			平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間 計			備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計				
株式交付費	4	1	2,186	—	4,515	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,515				
社債発行費	1,972	944	783	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
合計	1,976	945	2,970	—	4,515	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,515				

(4) 第3条第2項第4号関係

[修繕費]

(単位：百万円)

項目	至近実績						原価算定期間計 平均修繕費率 (%)	備考
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (実績見込み)		
水力発電設備 修繕費	1,770,827	1,772,384	1,771,342	1,772,487	1,774,519	0.68%	1,775,624	1,785,546 1,796,311 1,833,539 5,415,396 0.83%
火力発電設備 修繕費	15,393	12,247	9,621	10,346	12,521	0.41%	9,412	13,894 14,701 16,542 45,137
原子力発電設備 修繕費	5,337,140	5,343,158	5,451,955	5,549,532	5,589,044	1.47%	5,648,033	5,765,926 6,009,590 6,179,376 17,954,892 1.53%
新エネルギー等 発電設備 修繕費	88,015	78,809	91,064	70,873	73,000	22年度以降の平均帳簿原価は、 資産除去債務除き。	74,011	94,296 100,090 79,604 273,990
送電設備 修繕費	7,071,205	7,119,143	7,168,427	7,215,437	7,267,974	7.63%	5,201,941	5,272,191 5,327,588 5,385,093 15,984,872 1.33%
変電設備 修繕費	39,882	34,164	25,954	26,836	30,827	0.44%	10,994	17,882 224 285 206 265 756 1.31%
配電設備 修繕費	3,310,117	3,348,777	3,364,000	3,379,293	3,394,504	0.54%	3,406,564	3,420,771 3,443,285 3,471,629 10,335,685 0.43%
業務設備 修繕費	8,242	6,713	5,707	5,430	5,634	1.27%	4,428	6,586 6,494 6,840 (-) (-) (-) (-) 19,920 1.34%
合 計	28,116,057	28,291,144	28,556,537	28,847,496	29,057,068	1.44%	29,276,552	29,625,947 30,120,267 30,614,858 90,361,072 1,261,521 1.40%

(記載注意)
送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

〔水利使用料〕

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	4,076	4,085	4,118	12,279	

(6) 第3条第2項第6号関係

〔減価償却費〕

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備 普通償却費	36,683	35,103	36,352	108,138	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	324	2,472	232	3,028	
火力発電設備 普通償却費	114,018	124,099	158,512	396,629	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	5,388	33,668	3,229	42,285	
原子力発電設備 普通償却費	90,993	89,621	89,298	269,912	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
新エネルギー等発電設備 普通償却費	798	683	958	2,439	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	222	222	
送電設備 普通償却費	161,917	159,597	161,710	483,224	
特別償却費	—	—	—	—	
変電設備 普通償却費	65,819	64,366	62,853	193,038	
特別償却費	—	—	—	—	
配電設備 普通償却費	119,592	116,488	114,391	350,471	
特別償却費	—	—	—	—	
業務設備 普通償却費	11,826	11,757	11,251	34,834	
特別償却費	—	—	—	—	
合計 普通償却費	601,646	601,714	635,325	1,838,685	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	5,712	36,140	3,683	45,535	

(7) 第3条第2項第7号関係

〔固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税〕

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	108,277	109,579	114,187	332,043	
雑税	6,344	8,853	9,999	25,196	
電源開発促進税	107,085	109,397	110,746	327,228	
事業税	70,002	67,037	63,699	200,738	
合計	291,708	294,866	298,631	885,205	

(8) 第3条第2項第8号関係

〔地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費〕

項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度		原価算定期間計		備考	
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費 料金計	172,500	215,724	210,235	598,459						
	地帯間購入送電費 料金計	61	2,273	2,121	4,455						
電力量(10 ⁶ kWh)	料金計	8,645	15,556	15,080	39,281						
	他社購入電源費(太陽光発電併用付金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)	651,473 (30,913)	585,199 (33,235)	541,605 (33,157)	1,778,277 (97,305)						
他社購入送電費 電力量(10 ⁶ kWh)	料金計	579	579	579	1,737						
		53,463	46,359	45,030	144,852						

(記載注意)

他社購入電源費の（）内には、新エネルギー等電源費(太陽光発電促進附加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

〔建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)〕

項目		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (実績見込み)		平成24年度		平成25年度		平成26年度		原価算定期間計		備考	
建設分担関連費振替額 (貸方)	総工事資金	557,234	572,435	610,302	0.13%	686,957	755,288	732,050	610,239	2,097,577									
	振替額	▲471	▲422	▲1,447		▲1,289	▲788	▲764	▲600	▲2,152									
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	87,947	66,925	79,189	1.25%	104,785	94,633	95,557	101,797	291,987									
	振替額	▲1,071	▲967	▲898		▲1,082	▲718	▲704	▲707	▲2,129									

(10) 第3条第2項第10号関係

〔株式交付費償却、社債発行費(償却)〕

項目		対象交付 (発行)費 用		平成24年度		平成25年度		平成26年度		原価算定期間計		備考	
株式交付費償却		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(11) 第3条第2項第11号関係

〔法人税等〕

項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度		原価算定期間計		備考	
法人税等	法人税	4,814	4,814	—	—	—	—	4,814	14,442	—	
	法人税割	800	800	—	—	—	—	800	2,400	—	
合計		5,614	5,614	—	—	—	—	5,614	16,842	—	

第2表

事業報酬明細表

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	(単位：百万円)
特定固定資産		7,044,369	7,038,811	7,288,644	21,371,824	
建設中の資産		468,847	501,780	336,830	1,307,457	
核燃料資産		742,617	718,457	705,890	2,166,964	
特定投資		223,557	225,905	226,820	676,282	
運転資本	當業資本	593,473	557,243	520,950	1,671,666	
	貯蔵品	356,150	315,572	281,752	953,474	
	小計	949,623	872,815	802,702	2,625,140	
電気事業報酬	繰延償却資産	—	—	—	—	
	合計	9,429,013	9,357,768	9,360,886	28,147,667	
	報酬率(%)	3.0	3.0	3.0	3.0	
電気事業報酬額		282,870	280,733	280,827	844,430	

《項目別明細表》
〔特定固定資産〕

(1) 第4条第3項関係
(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首	帳簿原価	1,776,380	1,794,640	1,797,909	5,368,929	
工事費負担金等		9,803	9,792	9,777	29,372	
減価償却累計額		1,117,387	1,148,362	1,177,301	3,443,050	
差引帳簿価額		649,190	636,486	610,831	1,896,507	
期末	帳簿原価増加額	25,687	13,901	83,048	122,636	
期中増減額		—	—	—	—	
高						
水力発電設備	工事費負担金等增加額	37,007	37,575	36,584	111,166	
減価償却累計額増加額		7,427	10,632	11,860	29,919	
帳簿原価減少額		11	15	17	43	
工事費負担金等減少額		6,032	8,636	9,633	24,301	
減価償却累計額減少額		1,794,640	1,797,909	1,869,097	5,461,646	
帳簿原価		9,792	9,777	9,760	29,329	
工事費負担金等		1,148,362	1,177,301	1,204,252	3,529,915	
減価償却累計額		636,486	610,831	655,085	1,902,402	
差引帳簿価額		644,914	622,417	636,733	1,904,064	
平均帳簿価額		5,582,469	5,686,641	6,004,306	17,273,416	
水力発電設備	工事費負担金等	54,162	54,182	54,246	162,590	
減価償却累計額		4,619,267	4,650,698	4,757,755	14,027,720	
差引帳簿価額		909,040	981,761	1,192,305	3,083,106	
高						
火力発電設備	帳簿原価増加額	197,859	379,275	232,221	809,355	
期中増減額		79	113	92	284	
高						
火力発電設備	工事費負担金等增加額	119,253	157,739	161,733	438,725	
減価償却累計額増加額		40,342	51,358	223,009	314,709	
帳簿原価減少額		59	49	51	159	
工事費負担金等減少額		35,941	46,839	214,125	296,905	
減価償却累計額減少額		5,739,986	6,014,558	6,013,518	17,768,062	
帳簿原価		54,182	54,246	54,287	162,715	
工事費負担金等		4,702,579	4,761,598	4,705,363	14,169,540	
減価償却累計額		983,225	1,198,714	1,253,868	3,435,807	
差引帳簿価額		957,697	1,053,845	1,285,800	3,297,342	
平均帳簿価額						

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	2,639,282 4,471 2,275,310 359,501	2,658,230 4,478 2,295,731 358,021	2,680,478 4,484 2,330,527 345,467	7,977,990 13,433 6,901,568 1,062,989	
中期中増減額	帳簿原価增加額 工事費負担金等增加額 減価償却累計額增加額 差引帳簿価額	9 48,311 31,104 2	6 46,305 12,835 —	6 47,625 16,177 2	21 142,241 60,116 4	
期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	2,658,230 4,478 2,295,731 358,021	2,680,478 4,484 2,330,527 345,467	2,712,301 4,488 2,363,647 344,166	8,051,009 13,450 6,989,905 1,047,654	
平均帳簿価額	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	359,924 17,879 3,604 14,275	348,395 17,884 4,401 13,483	340,642 17,893 5,082 12,811	53,904 53,656 13,087 40,569	
新中期中増減額	帳簿原価增加額 工事費負担金等增加額 減価償却累計額增加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	6 — — 1 — 1	12 — — 798 — 2	12 — — 683 — 2	7,725 — — 1,180 — 23	— — — 2,661 33 26
期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	17,884 — 4,401 13,483	17,893 — 5,082 12,811	25,571 — 6,239 19,332	61,348 — 15,722 45,626	
平均帳簿価額	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	13,877 7,339,768 169,722 5,170,447 1,999,599 118,045 2,481 161,779 39,065 1,239 31,248 7,418,748 170,964 5,300,978 1,946,806 129,571 2,959 159,494 43,934 1,394 35,142 7,504,385 172,529 5,425,330 1,906,526 195,752 3,436 161,634 45,608 1,447 36,481 7,654,529 174,518 5,550,483 1,929,528 1,944,736	13,141 7,418,748 170,964 5,300,978 1,946,806 129,571 2,959 159,494 43,934 1,394 35,142 7,504,385 172,529 5,425,330 1,906,526 195,752 3,436 161,634 45,608 1,447 36,481 7,654,529 174,518 5,550,483 1,929,528 1,944,736	15,509 7,504,385 22,262,901 513,215 15,896,755 5,852,931 443,368 8,876 482,907 128,607 4,080 102,871 22,577,662 518,011 16,276,791 5,782,860 5,857,519		
期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	1,982,127	1,930,656	1,944,736	5,857,519	

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首	帳簿原価	3,413,632	3,427,105	3,458,661	10,299,398	
	工事費負担金等	48,750	49,457	50,321	148,528	
	減価償却累計額	2,565,297	2,595,000	2,621,712	7,782,009	
期末	差引帳簿額	799,585	782,648	786,628	2,368,861	
期中	帳簿原価増加額	54,841	74,686	64,581	194,108	
	工事費負担金等増加額	890	1,055	1,041	2,986	
	減価償却累計額増加額	65,819	64,366	62,853	193,038	
増残額	帳簿原価減少額	41,368	43,130	39,449	123,947	
平均	工事費負担金等減少額	183	191	175	549	
期末	減価償却累計額減少額	36,116	37,654	34,440	108,210	
期初	帳簿原価	3,427,105	3,458,661	3,483,793	10,369,559	
	工事費負担金等	49,457	50,321	51,187	150,965	
	減価償却累計額	2,595,000	2,621,712	2,650,125	7,866,837	
期末	差引帳簿額	782,648	786,628	782,481	2,351,757	
平均	帳簿原価	789,602	785,337	786,719	2,361,658	
期初	工事費負担金等	5,453,742	5,527,188	5,600,334	16,581,264	
	減価償却累計額	46,358	47,169	47,976	141,503	
期末	差引帳簿額	3,241,679	3,325,668	3,406,699	9,974,046	
期初	帳簿原価増加額	2,165,705	2,154,351	2,145,659	6,465,715	
	工事費負担金等増加額	118,480	117,997	129,950	366,427	
期末	減価償却累計額増加額	1,025	1,021	1,124	3,170	
平均	差引帳簿額	119,591	116,488	114,391	350,470	
期末	帳簿原価減少額	45,034	44,851	49,394	139,279	
期初	工事費負担金等減少額	214	214	235	663	
期末	減価償却累計額減少額	35,602	35,457	39,049	110,108	
平均	帳簿原価	5,527,188	5,600,334	5,680,890	16,808,412	
期末	工事費負担金等	47,169	47,976	48,865	144,010	
期初	減価償却累計額	3,325,668	3,406,699	3,482,041	10,214,408	
期末	差引帳簿額	2,154,351	2,145,659	2,149,984	6,449,994	
平均	帳簿原価	2,156,566	2,146,560	2,144,023	6,447,149	
期末	帳簿原価	478,287	486,477	490,816	1,455,580	
期初	工事費負担金等	20,385	20,374	20,366	61,125	
期末	減価償却累計額	318,727	325,334	333,287	977,348	
平均	差引帳簿額	139,175	140,769	137,163	417,107	
期末	帳簿原価増加額	14,016	8,458	7,804	30,278	
期初	工事費負担金等増加額	1	1	1	3	
期末	減価償却累計額増加額	11,506	11,491	11,103	34,100	
平均	差引帳簿額	5,826	4,119	5,921	15,866	
期末	帳簿原価減少額	12	9	12	33	
期初	工事費負担金等減少額	4,899	3,538	5,087	13,524	
期末	減価償却累計額減少額	486,477	490,816	492,699	1,469,992	
平均	差引帳簿額	20,374	20,366	20,355	61,095	
期末	帳簿原価	139,662	138,460	134,482	412,604	
平均	帳簿額	7,044,369	7,038,811	7,288,644	21,371,824	

レーベース

〔建設中の資産〕

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	(単位：百万円)
		期首帳簿価額	80,866	74,756	78,427	234,049
水力発電設備	期中増加額	18,921	17,572	26,997	63,490	
	期末減少額	25,031	13,901	60,288	99,220	
	平均帳簿価額	74,756	78,427	45,136	198,319	
		78,536	81,085	53,029	212,650	
火力発電設備	期首帳簿価額	273,217	339,136	225,058	837,411	
	期中増加額	216,036	228,586	75,639	520,261	
	期末減少額	150,117	342,664	205,474	698,255	
	平均帳簿価額	339,136	225,058	95,223	659,417	
原子力発電設備	期首帳簿価額	306,545	350,626	102,885	760,056	
	期中増加額	159,236	182,590	181,966	523,792	
	期末減少額	75,561	34,518	42,855	152,934	
	平均帳簿価額	52,207	35,142	53,320	140,669	
新工ネルギー等発電設備	期首帳簿価額	182,590	181,966	171,501	536,057	
	期中減少額	179,615	188,758	185,902	554,275	
	平均帳簿価額	2,086	3,458	6,519	12,063	
	期中増加額	1,378	3,073	966	5,417	
	期末減少額	6	12	7,485	7,503	
	平均帳簿価額	3,458	6,519	—	9,977	
送電設備	期首帳簿価額	2,775	4,995	4,143	11,913	
	期中増加額	280,205	281,156	284,587	845,948	
	期末減少額	117,280	128,254	134,892	380,426	
	平均帳簿価額	116,329	124,823	192,639	433,791	
変電設備	期首帳簿価額	281,156	284,587	226,840	792,583	
	期中増加額	291,323	300,082	257,333	848,738	
	期末減少額	16,194	24,154	15,013	55,361	
	平均帳簿価額	61,751	64,229	56,382	182,362	
業務設備	期中減少額	53,791	73,370	61,055	188,216	
	期末帳簿価額	24,154	15,013	10,340	49,507	
	平均帳簿価額	32,855	33,596	22,725	89,176	
配電設備	期首帳簿価額	8,861	8,861	8,861	26,583	
	期中増加額	118,480	117,997	129,950	366,427	
	期末減少額	118,480	117,997	129,950	366,427	
	平均帳簿価額	8,861	8,861	8,861	26,583	
	期中増加額	38,481	38,360	41,349	118,190	
	期末減少額	6,255	3,986	3,986	14,227	
	平均帳簿価額	11,337	8,064	7,746	27,147	
	期中増加額	13,606	8,064	7,370	29,040	
	期末帳簿価額	3,986	3,986	4,362	12,334	
	平均帳簿価額	7,812	6,309	6,320	20,441	
		468,847	501,780	336,830	1,307,457	

[核燃料資産]

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	(単位：百万円)
荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	501,556	505,535	509,903	1,516,994	備考
	期中増加額	17,171	17,176	47,394	81,741	
	期中減少額	13,192	12,808	20,230	46,230	
	期末帳簿価額	505,535	509,903	537,067	1,552,505	
	平均帳簿価額	503,546	507,719	523,485	1,534,750	
	期首帳簿価額	253,237	224,904	196,571	674,712	
再処理関係核燃料資産	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	28,333	28,333	28,333	84,999	
	期末帳簿価額	224,904	196,571	168,238	589,713	
	平均帳簿価額	239,071	210,738	182,405	632,214	
トータル		742,617	718,457	705,890	2,166,964	

〔特定投資〕

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	(単位：百万円)備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	1,161	—	—	—	1,161
	期中増加額	▲1,161	—	—	—	▲1,161
	期末帳簿価額	—	—	—	—	—
	平均帳簿価額	581	—	—	—	581
日本原子力研究 開発機構	期首帳簿価額	3,347	3,347	3,347	3,347	10,041
	期中増加額	—	—	—	—	—
	期末帳簿価額	3,347	3,347	3,347	3,347	10,041
	平均帳簿価額	3,347	3,347	3,347	3,347	10,041
日本原燃	期首帳簿価額	171,572	171,572	171,572	171,572	514,716
	期中増加額	—	—	—	—	—
	期末帳簿価額	171,572	171,572	171,572	171,572	514,716
	平均帳簿価額	171,572	171,572	171,572	171,572	514,716
リサイクル燃料貯蔵	期首帳簿価額	4,800	4,800	4,800	4,800	14,400
	期中増加額	—	—	—	—	—
	期末帳簿価額	4,800	4,800	4,800	4,800	14,400
	平均帳簿価額	4,800	4,800	4,800	4,800	14,400
原子力損害賠償 支援機構	期首帳簿価額	2,379	2,379	2,379	2,379	7,137
	期中増加額	—	—	—	—	—
	期末帳簿価額	2,379	2,379	2,379	2,379	7,137
	平均帳簿価額	2,379	2,379	2,379	2,379	7,137
ウラン鉱山プロジェクト ・カラバ・プロジェクト ・カラバ・プロジェクト1 ・カラバ・プロジェクト2 レートベース	期首帳簿価額	38,805	42,952	44,662	126,419	ウラン鉱山プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を纏めて表示している。
	期中増加額	4,147	1,710	121	5,978	
	期末帳簿価額	42,952	44,662	44,783	132,397	
	平均帳簿価額	40,878	43,807	44,722	129,407	
(記載注意)		223,557	225,905	226,820	676,282	

[運転資本（営業資本）]

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
営業費項目	役員給与	—	—	—	
	給料手当	238,573	249,483	245,295	733,351
	給料手当振替額(貸方)	▲1,936	▲2,024	▲1,990	▲5,950
	退職給与金	36,360	44,063	31,356	111,779
	厚生費	45,249	48,871	48,457	142,577
	委託検針費	15,869	16,887	16,185	48,941
	委託集金費	3,311	3,512	3,434	10,257
	雑給	6,899	4,367	3,465	14,731
	燃料費	2,767,069	2,441,341	2,169,632	7,378,042
	使用済燃料再処理等発電費	1,332	24,520	52,469	78,321
	使用済燃料再処理等既発電費	30,561	30,561	30,561	91,683
	廃棄物処理費	12,308	15,849	17,884	46,041
	特定放射性廃棄物処分費	11,572	13,272	5,156	30,000
	消耗品費	19,962	22,881	19,133	61,976
	修繕費	391,471	436,760	433,290	1,261,521
	水利使用料	4,076	4,085	4,118	12,279
	補償費	8,688	4,816	4,408	17,912
	賃借料	158,383	144,886	139,911	443,180
	託送料	19,650	20,978	20,455	61,083
	事業者間精算費	3,413	3,174	3,310	9,897
	委託費	236,963	234,209	227,259	698,431
	損害保険料	4,337	4,202	4,219	12,758
	普及開発関係費	2,896	2,736	2,661	8,293
	養成費	3,146	3,353	3,242	9,741
	研究費	20,026	16,308	16,394	52,728
	諸費	26,350	24,998	22,715	74,063
	電気料賃倒損	2,233	2,294	2,316	6,843
	減価償却費	4,863	5,812	5,662	16,337
	固定資産除却費	52,000	53,981	77,223	183,204
	共有設備費等分担額	3,075	3,243	3,293	9,611
	共有設備費等分担額(貸方)	▲16	▲16	▲16	▲48
	地帯間購入電源費	172,500	215,724	210,235	598,459
	地帯間購入送電費	61	2,273	2,121	4,455
	他社購入電源費	651,473	585,199	541,605	1,778,277
	他社購入送電費	579	579	579	1,737
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲788	▲764	▲600	▲2,152
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲718	▲704	▲707	▲2,129
	開発費	—	—	—	—
	電力費振替勘定(貸方)	▲147	▲147	▲147	▲441
	株式交付費	4,515	—	—	4,515
	社債発行費	—	—	—	—
	小計	4,956,158	4,681,562	4,364,583	14,002,303
控除収益項目	地帯間販売電源料	129,281	145,731	142,892	417,904
	地帯間販売送電料	46	930	804	1,780
	他社販売電源料	24,954	24,560	3,531	53,045
	他社販売送電料	1,397	1,308	1,393	4,098
	遅収加算料金	—	—	—	—
	託送収益	2,810	3,180	3,171	9,161
	事業者間精算収益	331	267	356	954
	電気事業雑収益	49,557	47,643	44,834	142,034
	預金利息	—	—	—	—
	小計	208,376	223,619	196,981	628,976
合計		4,747,782	4,457,943	4,167,602	13,373,327
レートベース		593,473	557,243	520,950	1,671,666

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
石炭費	消費金額	39,213	82,438	85,690	207,341	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
燃料油費	消費金額	4,902	10,305	10,711	25,918	
	平均月数	—	—	—	—	
ガス費	消費金額	844,380	673,496	306,517	1,824,393	
	平均月数	—	—	—	—	
火力燃料貯蔵品	消費金額	105,547	84,187	38,315	228,049	
	平均月数	—	—	—	—	
助燃費	消費金額	235,104	210,189	221,688	666,981	
	平均月数	—	—	—	—	
運炭費	消費金額	2,345	3,734	3,755	9,834	
	平均月数	—	—	—	—	
新エネルギー等貯蔵品	消費金額	293	467	469	1,229	
	平均月数	—	—	—	—	
レントベース	消費金額	37	20	21	78	
	平均月数	—	—	—	—	
小計		345,883	305,168	271,204	922,255	
新エネルギー等貯蔵品	消費金額	—	—	—	—	
	平均月数	—	—	—	—	
その他貯蔵品	小計	—	—	—	—	
	配電平均帳簿原価	5,490,487	5,563,784	5,640,634	16,694,905	
一般貯蔵品	一般貯蔵品払出し率	1.496%	1.496%	1.496%	1.496%	
	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
合計	小計	10,267	10,404	10,548	31,219	
	合計	356,150	315,572	281,752	953,474	
レントベース		356,150	315,572	281,752	953,474	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿額	—	—	—	—	—
	増加額	—	—	—	—	—
	償却額	—	—	—	—	—
	期末帳簿額	—	—	—	—	—
社債発行費	期首帳簿額	—	—	—	—	—
	増加額	—	—	—	—	—
	償却額	—	—	—	—	—
	期末帳簿額	—	—	—	—	—
開発費	期首帳簿額	—	—	—	—	—
	増加額	—	—	—	—	—
	償却額	—	—	—	—	—
	期末帳簿額	—	—	—	—	—
レートベース		—	—	—	—	—

(2) 第4条第4項関係
[報酬率]

項目		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	適用率	備考
自己資本報酬率	すべての一般電気事業者を除く全事業の自己資本利益率の実績率に相当する率	7.20	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	6.32	6.32
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	1.40	1.34	1.82	1.68	1.58	1.35	1.03		
他人資本報酬率	すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績率に加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	1.61	1.61	1.61
	事業報酬率	—	—	—	—	—	—	—	3.0	3.0

(記載注意)
報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

控除収益明細表

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
運収加算料金	—	—	—	—	—
地帯間販売電源料	129,281	145,731	142,892	417,904	
地帯間販売送電料	46	930	804	1,780	
他社販売電源料	24,954	24,560	3,531	53,045	
他社販売送電料	1,397	1,308	1,393	4,098	
託送収益	2,810	3,180	3,171	9,161	
事業者間精算収益	331	267	356	954	
電気事業維持収益	49,557	47,643	44,834	142,034	
預金利息	—	—	—	—	
合計	208,376	223,619	196,981	628,976	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係
[運収加算料金]

(単位：百万円)

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
運収加算料金	0	0	—	0.00%	—	—	—	—	—
電灯・電力量収入	5,295,979	4,504,579	4,796,557	—	—	—	—	—	—

〔地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料〕

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
地帯間販売電力料	地帯間販売電源料 料金計	129,281 46	145,731 930	142,892 804	417,904 1,780
電力量(10 ⁶ kWh)	地帯間販売送電料 料金計	8,670	13,102	12,473	34,245
他社販売電源料	他社販売電力量 料金計	24,954 1,397	24,560 1,308	3,531 1,393	53,045 4,098
他社販売電力料	他社販売送電料 料金計	1,634	1,603	1,433	3,380

〔託送収益〕

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	2,810	3,180	3,171	9,161	

〔事業者間精算収益〕

(単位：百万円)

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
事業者間精算収益	電力量(10 ⁶ kWh)	2,179	2,013	2,900	2,364	1,928	1,595	1,764	4,677
収益	料金計	535	483	698	572	464	331	267	356

〔電気事業雑収益〕

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
契約超過金	2,101	2,064	3,107	2,424	1,101	791	837	837	2,465	
違約金	11	7	10	9	5	6	6	6	6	18
諸貸付料	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
受託運転益	25	24	5	18	4	5	5	5	5	15
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
受託工事益	403	540	396	447	469	587	494	436	1,517	
広告料	551	522	500	524	495	495	450	450	1,395	
供給権収	2,263	2,002	1,906	2,057	2,056	1,990	2,025	2,045	6,060	
雑口	47,297	50,321	51,497	49,705	47,612	45,683	43,826	41,055	130,564	
合計	52,655	55,484	57,424	55,188	51,742	49,557	47,643	44,834	142,034	

〔預金利息〕

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用金利(%)	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均残高率 (%)							
普通預金利息	0	0	0	0.00%	—	—	—	—	—	—	—
通知預金利息	1	—	—	0.00%	—	—	—	—	—	—	—
合計	1	0	0	0.00%	—	—	—	—	—	—	—
電灯・電力料収入	5,295,979	4,504,579	4,796,557	—	—	—	—	—	—	—	—

(記載注意)

(河) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8部門整理表 (その1)

(単位：百万円)

	計	水力発電費		火力発電費		原子力発電費		新エネルギー等発電費		計	送電費
		固有		一般		固有		一般			
		計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料・手当	29,600	23,954	5,646	61,788	52,214	9,574	124,432	106,161	18,271	1,226	20
給料・手当振替額(貸方)	▲234	▲195	▲39	▲506	▲424	▲82	▲1,026	▲861	▲165	▲2	-
退職給与金	4,132	-	4,132	8,641	-	8,641	17,456	-	17,456	169	-
厚生費	5,637	4,228	1,409	12,620	10,009	2,611	25,395	20,274	5,121	209	3
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
維持料	535	306	229	1,291	812	479	2,721	1,750	971	10	-
燃料費	-	-	-	7,378,042	7,378,042	-	33,038	33,038	-	-	-
使用済料車処理等送電費	-	-	-	-	-	-	62,993	62,993	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	23,019	23,019	-	22,848	22,848	-	174	174
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	30,000	30,000	-	-	-	-
消耗品費	1,009	594	415	8,888	8,185	703	26,062	24,721	1,341	98	9
修繕費	45,799	45,137	662	274,868	273,990	878	215,726	212,814	2,912	801	756
水利使用料	12,279	12,279	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	1,545	1,516	29	8,951	8,785	166	695	682	13	-	-
賃借料	4,857	1,329	3,528	40,118	34,774	5,344	38,158	22,506	15,652	168	3
託送料	768	768	(768)	(768)	(520)	(520)	(520)	(520)	(520)	(520)	(520)
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託費	16,477	13,133	3,344	34,209	29,117	5,092	316,219	269,063	47,156	250	180
損害保険料	-	-	-	2,285	2,258	27	4,196	4,145	51	-	-
原子力損害賠償機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	170,220	170,220	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	2,466	-	2,466	-	-
養成費	225	-	225	471	-	471	4,330	-	4,330	10	-
研究費	1,758	-	1,758	11,136	-	11,136	19,376	-	19,376	1,889	-
諸費用	2,576	1,659	917	7,070	5,330	1,740	21,054	17,614	3,440	127	12
電気料賃倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	27,451	27,109	342	52,204	51,883	321	46,344	45,094	1,250	456	435
雜税	65	52	13	2,684	2,166	518	11,133	8,983	2,150	165	133
減価償却費	124,666	123,381	1,285	470,467	468,795	1,672	293,058	288,033	5,025	2,905	2,822
固定資産除却費	(12,243)	(12,215)	(28)	(29,949)	(29,881)	(68)	(18,163)	(18,121)	(42)	(161)	(161)
原子力発電施設設備費	10,871	10,680	191	48,744	48,526	218	20,798	20,032	766	37	24
共有設備費等分担額	2,821	2,821	-	3,143	3,143	-	15,759	15,759	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	▲33	▲33	-	▲15	▲15	-	81	81	-	-	-
建設分担開運費賃替額(貸方)	▲72	-	▲72	▲677	▲273	▲1,076	▲677	▲368	▲6	-	-
附帯事業費用分担開運費賃替額(貸方)	▲45	-	▲45	▲1,349	-	-	-	▲208	▲1	-	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	405	-	405	700	-	700	234	-	234	9	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債券行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債券行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	406	-	406	9,761	-	9,761	1,886	-	1,886	12	12
電気事業報酬	66,462	-	66,462	183,781	-	183,781	145,806	-	145,806	1,552	1,552
(4,986)	(-)	(4,986)	(-)	(10,927)	(-)	(10,927)	(14,179)	(-)	(14,179)	(57)	(57)
合計	359,960	268,718	91,242	8,642,854	8,400,856	241,998	1,670,882	1,375,950	294,932	10,258	4,571

(記載注意) 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 訳送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

8部門整理表（その2）

(単位：百万円)

	計	変電費		配電費		販売費		合計	
		計		固有		一般			
		固有	一般	固有	一般	固有	一般		
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	
給料手当	74,213	57,948	16,295	195,764	164,813	30,951	160,140	140,859	
給料手当振替額(貸方)	▲568	▲470	▲98	▲1,594	▲1,337	▲257	▲1,354	▲1,143	
退職給与金	10,376	-	10,376	27,360	-	27,360	22,376	-	
厚生費	14,082	10,229	3,853	37,457	29,097	8,360	30,803	24,872	
委託換金費	-	-	-	-	-	-	48,941	48,941	
雑給	-	-	-	-	-	-	10,257	-	
燃料費	1,471	896	575	4,129	2,615	1,514	3,063	1,823	
使用済燃料再処理等送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	
消耗品費	3,231	2,037	1,194	8,866	6,595	2,271	11,267	9,851	
修繕費	57,709	56,682	1,027	562,738	556,726	6,012	5,117	-	
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	31	30	1	927	910	17	74	73	
賃借料	45,433	35,635	9,798	137,182	105,465	31,717	35,670	-	
託送料	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業者間精算算量	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託費	21,345	16,625	4,720	126,230	90,792	35,438	152,462	124,987	
損害保険料	1,316	1,300	16	2,198	2,172	26	-	-	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	5,827	3,312	
養成費	565	-	565	1,489	-	1,489	1,995	-	
研究費	3,245	-	3,245	9,253	-	9,253	2,218	-	
諸費用	3,518	1,051	2,467	12,788	7,228	5,560	21,368	16,706	
電気料賃倒損	37,278	36,753	525	95,758	93,277	2,481	7,332	-	
固定資産税	3,495	2,820	675	1,603	1,233	310	2,260	-	
雑税	193,578	191,536	2,042	359,817	350,403	9,414	8,952	-	
減価償却費	-	-	-	-	-	-	-	8,952	
固定資産除却費	35,409	35,059	350	87,593	85,967	1,626	1,471	-	
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	1,471	
共有設備費等分担額	-	-	-	122	122	-	-	-	
共有設備費等分担額(貸方)	-	▲205	▲205	▲399	-	▲399	-	-	
建設分担開運費振替額(貸方)	▲72	-	▲72	▲234	-	▲234	▲67	-	
附帯事業営業費用分担開運費振替額	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	504	-	504	1,387	-	1,387	22	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債券行費	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債券行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人人税等	655	-	635	2,120	-	2,120	611	611	
電気事業報酬	73,692	-	73,692	204,641	-	204,641	4,861	4,861	
合計	580,301	448,131	132,170	1,877,195	1,496,138	381,057	541,082	392,240	

(記載注意) 1 固有の欄には第6条第1項に於ける部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

配電費・販売費整理表

(単位：百万円)

	高圧配電費	低圧配電費	需要家賃	ネットワーク 給電費	非ネットワー ク給電費	一般販売費	合計
役員給与	—	—	—	—	—	—	—
給料手当	126,688	44,743	91,143	16,335	768	76,227	355,904
給料手当振替額（貸方）	▲1,032	▲364	▲763	▲138	▲7	▲644	▲2,948
退職給与金	17,706	6,253	12,736	2,283	107	10,651	49,736
厚生費	24,240	8,561	17,507	3,142	148	14,662	68,260
委託金利費	—	—	48,941	—	—	—	48,941
委託集金費	—	—	10,257	—	—	—	10,257
維持費	2,672	944	1,791	312	15	1,458	7,192
燃料費	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等発電費	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物廻り分費	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	5,738	2,026	7,658	824	39	3,848	20,133
修繕費	261,953	92,516	210,404	521	25	2,436	567,855
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—
補償費	600	212	146	8	—	35	1,001
賃借料	101,377	35,805	17,890	3,208	151	14,421	172,852
託送料	—	—	—	—	—	—	—
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—
委託費	92,255	32,582	112,685	14,641	686	25,843	278,692
損害保険料	1,437	508	253	—	—	—	2,198
原子力損害賠償機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	—	5,827	5,827
養成費	964	340	694	865	41	580	3,484
研究費	4,688	1,656	2,987	1,958	92	90	11,471
諸費	8,275	2,923	10,233	2,114	99	10,512	34,156
電気料金倒損	—	—	—	—	—	7,332	7,332
固定資産税	62,606	22,111	11,984	231	11	1,075	98,018
雑税	1,038	366	2,459	552	26	2,578	7,019
減価償却費	235,246	83,084	45,222	913	43	4,261	368,769
固定資産除却費	57,117	20,172	10,918	150	7	700	89,064
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—
建設分担開発費振替額（貸方）	▲295	▲104	—	—	—	—	▲399
附帯事業営業費用分担開発費振替額（貸方）	▲173	▲61	▲28	▲7	—	▲32	▲301
開発費	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	906	320	170	2	—	11	1,409
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	1,386	489	500	62	3	291	2,731
電気事業報酬	133,793	47,253	25,623	496	23	314	209,502
合計	1,139,275	402,367	641,410	48,472	2,277	184,476	2,418,277

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送電・高压配電開運費用明細表（その1）

（単位：百万円）

	水力発電費のうちの アシナリサセ-ズ費	火力発電費のうちの アシナリサセ-ズ費		総送電費		受電用変電サ-ビス費	
		計		計		計	
		固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	-	-	-	-	-	-	-
給料手当	1,618	1,618	-	3,936	3,936	86,188	86,188
給料手当賃替額（貸方）	▲13	▲13	▲32	▲32	-	▲666	▲666
退職給与金	226	226	550	550	-	12,045	12,045
厚生費	308	308	804	804	-	16,374	16,374
委託途銷費	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-
雜給	29	29	82	82	-	1,511	1,511
燃料費	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	28	28	283	283	-	2,555	2,555
修繕費	2,504	2,504	17,510	17,510	-	98,763	98,763
水利使用料	671	671	-	-	-	-	-
補償費	84	84	570	570	-	5,689	5,689
賃借料	266	266	2,556	2,556	-	141,594	141,594
託送料	-	-	-	-	-	59,795	58,407
事業者間精算費	-	-	-	-	-	9,897	9,897
委託費	901	901	2,179	2,179	-	31,239	31,239
損害保険料	-	-	146	146	-	2,763	2,763
原子力損害賠償基金一般負担金	-	-	-	-	-	-	-
普及啓発関係費	-	-	-	-	-	-	-
養成費	12	12	30	30	-	656	656
研究費	96	96	709	709	-	3,853	3,853
諸費用	141	141	450	450	-	5,562	5,562
電気料賃倒損	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	1,501	1,501	3,325	3,325	-	70,292	70,292
雑税	4	4	171	171	-	635	635
減価償却費	6,597	6,597	29,727	29,727	-	430,777	430,777
固定資産除削費	594	594	3,105	3,105	-	82,861	82,861
原子力発電設解体費	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額	154	154	200	200	-	3,444	3,444
共有設備費等分担額（貸方）	▲2	▲2	▲1	▲1	-	-	-
地帶間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	-	-	-	-	-	4,455	4,455
社員購入送電費	-	-	-	-	-	972	972
建設分担関連費用（貸方）	▲4	▲4	▲43	▲43	-	▲425	▲425
附帯事業営業費用分担額（貸方）	▲2	▲2	▲86	▲86	-	▲153	▲153
開発費	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-
株式交換費	22	22	45	45	-	1,254	1,254
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	22	22	622	622	-	1,391	1,391
電気事業報酬	3,545	3,545	11,619	11,619	-	163,635	163,635
地帶間賃率差電料（電源線に係る収益を除く。）	-	-	-	-	-	▲1,780	▲1,780
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	-	-	-	-	-	▲3,590	▲3,590
合計	19,302	19,302	78,457	78,457	-	1,231,078	1,216,348
						14,730	14,730
						355,826	354,642
						1,184	1,184

（記載注意） 様式第1の注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電開連費用明細表（その2）

	配電用変電サービス費		高圧配電費		ネットワーク給電費		計		需要家費 合計	
	計		固定		可変		計			
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変		
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
給料手当	66,050	66,050	—	126,688	126,688	—	16,335	16,335	308,978	
給料手当賃替額（貸方）	▲506	▲506	—	▲1,032	▲1,032	—	▲138	▲138	▲2,449	
退職給与金	9,235	9,235	—	17,706	17,706	—	2,283	2,283	43,186	
厚生費	12,533	12,533	—	24,240	24,240	—	3,142	3,142	58,950	
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雜給	1,309	1,309	—	2,672	2,672	—	312	312	6,077	
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
使用済燃料再処理等経電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
消耗品費	864	832	5,738	2,869	2,869	824	412	412	12,659	
修繕費	14,456	14,456	—	261,953	261,953	—	521	521	438,960	
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
補償費	28	28	600	600	600	8	8	8	671	
賃借料	11,381	11,381	—	101,377	101,377	—	3,208	3,208	294,434	
託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	59,795	
事業者間情算費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
委託費	5,347	5,347	—	92,255	92,255	—	14,641	14,641	162,560	
損害保険料	1,171	1,171	—	1,437	1,437	—	—	—	5,662	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
養成費	503	503	—	964	964	—	865	865	3,092	
研究費	855	855	—	4,688	4,688	—	1,958	1,958	14,549	
諸費	940	940	—	8,275	8,275	—	2,114	2,114	20,060	
電気料金倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
固定資産税	10,871	10,871	—	62,606	62,606	—	231	231	175,233	
雑税	934	934	—	1,038	1,038	—	552	552	5,895	
減価償却費	56,447	56,447	—	235,246	235,246	—	913	913	896,838	
固定資産除却費	10,325	10,325	—	57,117	57,117	—	150	150	179,236	
原方力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
共有設備等分担額	—	—	—	90	90	—	—	—	—	
共有設備等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地盤間隣接	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建没分担賃貸額（貸方）	▲60	▲60	—	▲295	▲295	—	▲7	▲7	▲455	
附帯事業営業費用分担開連費用賃額（貸方）	▲19	▲19	—	▲173	▲173	—	—	—	—	
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式交換費	147	147	—	906	906	—	2	2	2,733	
株式交換費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人税等	175	175	—	1,386	1,386	—	62	62	4,138	
電気事業報酬	21,489	21,489	—	133,793	133,793	—	496	496	386,780	
地盤開削等電料（電源線に係る収益を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	224,475	224,475	432	1,139,275	1,136,406	2,869	48,472	48,060	412	3,096,885

（記載注意） 様式第1の注1から3までと同様すること。

送電・高压配電非関連費用明細表

(単位：百万円)

送電・高压配電関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	延契約電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10^6 kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	11,302	—	10,669	10,568	84,405	46,000	81,998
高压需要	20,727	409,040	20,301	16,775	106,729	2,962,000	102,244
低压需要	28,381	1,442,058	24,583	24,425	113,704	344,711,000	105,682
合計	60,410	1,851,098	55,553	51,768	304,838	347,719,000	289,924

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要245,995百万kWh, 高压需要306,732百万kWh, 低压需要317,046百万kWh。

送電・高压配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)	発受電量 (10^6 kWh)		販売電力量 (10^6 kWh)
			夏期	冬期	
特別高压・高压需要	29,030	27,990	21,963	178,001	
低压需要	28,381	24,583	27,444	113,704	
合計	57,411	52,573	49,407	291,705	

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考
連系設備	特別報酬額 (1)	—	送配電部門電気事業報酬額
還元	元額 (2)	—	444,492,000
内部留保	相当額	—	
追加事業	報酬額 (3) (4)=(1)-(2)-(3)	—	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。
(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

	名称	区間又は所在地	金額	関連周辺設備		合計
				名称	金額	
特定固定資産	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
建設中の資産	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
連系設備特別報酬対象額						

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項（沖縄電力にあっては、第19条の13第3項）の建設中のものについて記載すること。

様式第7（第17条、第18条関係）

第1表

送電・高压配電開閉運賃及び送電・高压配電非開閉運賃計算表

		固定費				可変費				需要家賃				(単位：百万円)	
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	合計	
送電・高压配電費	1,699,995	2,272	1,702,267	7,792	153,195	160,987	612,793	2,125	614,918	2,320,580	157,592	2,478,172			
送電・高压配電費 非開閉運賃	2,168,550	38,313	2,206,863	3,415,512	59,835	3,475,347	—	—	—	5,584,062	98,148	5,682,210			

(記載注意) 固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家賃を、追加の欄には第16条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家賃を、記載すること。

第2表

原価等集計表

		固定費				可変費				需要家賃				(単位：百万円)	
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	合計	
低圧需 要	3,868,545	40,585	3,909,130	3,423,304	213,030	3,636,334	612,793	2,125	614,918	7,904,642	255,740	8,160,382			

(記載注意) 第1表で整理された金額の合計額を記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第19条第6項関係)

第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	(単位：百万円) 想定料金 収入
低圧需要	3,909,130	3,636,334	614,918	8,160,382	317,046	25.74	8,160,359

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。